令和4年度

南三陸町議会会議録

12月会議 12月 6日 開 会 12月 9日 散 会

南三陸町議会

令和4年12月6日(火曜日)

令和4年度南三陸町議会12月会議会議録

(第1日目)

令和4年12月6日(火曜日)

応招議員(13名)

1番 伊藤 俊君 2番 阿部 司君

3番 髙 橋 尚 勝 君 4番 須 藤 清 孝 君

5番 佐藤雄一君 6番 後藤伸太郎君

7番 佐藤正明君 8番 及川幸子君

9番 村岡賢一君 10番 今野雄紀君

11番 三浦清人君 12番 菅原辰雄君

13番 星 喜美男 君

出席議員(13名)

1番 伊藤 俊君 2番 阿部 司君

3番 髙橋尚勝君 4番 須藤清孝君

5番 佐 藤 雄 一 君 6番 後 藤 伸太郎 君

7番 佐藤正明君 8番 及川幸子君

9番 村岡賢一君 10番 今野雄紀君

11番 三浦清人君 12番 菅原辰雄君

13番 星 喜美男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長 最知 明広君

総務課長及川明君

企 画 課 長 佐藤 宏明君

行政管理課長 岩淵 武久君

環境対策課長 大 森 隆市君 農林水産課長 千 葉 啓 君 建設課長 及 川 幸弘君 上下水道事業所長 糟 谷 克吉君 教 育 長 齊 藤 明君 洋 子 君 教育委員会事務局長 芳 賀 代表監查委員 芳 賀 長 恒 君 監查委員事務局長 男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

 事
 務
 局
 長
 男
 澤
 知
 樹

 主
 幹
 総
 事
 場
 世
 世
 世

 主
 事
 浅
 野
 舞
 祐

議事日程 第1号

令和4年12月6日(火曜日)

午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 行政報告

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長(星 喜美男君) おはようございます。

今日から12月会議の開催となります。コロナ禍ということでいろいろ制約もある中での会議 となりますが、活発かつ円滑な議会運営に御協力よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年 度南三陸町議会12月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から12月会議の本会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(星 喜美男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長(星 喜美男君) 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び今12月会議の説明のための出席者につきま しては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今12月会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、当局の議場出席者を議案審議等に必要な者に限定するとともに、途中退席について必要に応じこれを認めることにより、感染防止対策を講じ、議会を運営することといたしております。この観点から、本日の当局の出席者については、お手元に配付したとおり、本日の議事日程に関係する職員となっております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案1件が提出され、これを受理しております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。 次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されて おります。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、住民監査請求の要旨について通知 されております。この件については、現在、監査委員による監査が行われておりますことか ら、その内容に関する書類の写しの配付については省略することといたしております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、職員の賠償責任に関する監査結果 についての報告書が提出されております。これについては、既に先月開催された特別委員会 の審議の際に議員各位に配付しておりますことから、その内容に関する書類の写しの配付に ついては省略することといたしております。

次に、一般質問は、今野雄紀君、佐藤雄一君、須藤清孝君、阿部司君、後藤伸太郎君、及川幸子君、伊藤俊君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、南三陸町議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可いたします。総務産業建設常任委員長、佐藤正明君。

○7番(佐藤正明君) 総務産業建設常任委員会では、令和4年11月9日、地元高校への全国募集やまちづくりの担い手対策など、先進的に地方創生施策を行っている岩手県葛巻町の取組について現地調査を実施いたしました。

葛巻町では、平成28年3月に葛巻町総合計画基本構想を策定し、各種振興施策に取り組んでいました。そして、まちづくりの最重要課題として人口減少対策を掲げ、平成27年度から葛巻高校の生徒全国募集をはじめとする高校魅力化に向けた各種の事業に取り組んでいました。

また、「まちづくりは人づくり」の観点から、子育て世代への手厚い支援策や地域の維持、 存続を未来志向に向けているなど、今後の南三陸町の地方創生施策においても十分に参考に なる委員会の現地調査でありました。

今後においては、地方創生事業として地域の活性化に向けた本町の取組状況についてさらに 調査、検討する必要があるため、継続調査とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長から所管事務調査結果の報告、説明を許可します。民生教育 防災常任委員長、村岡賢一君。 ○9番(村岡賢一君) それでは、民生教育防災常任委員会から所管事務調査の結果を申し上げます。

調査期日等については、記載のとおりでございます。

調査事件については、社会教育の充実ということでございます。

調査目的は、公民館は地域の社会教育の場の中心であり、地域コミュニティーの醸成及び地域文化継承の重要拠点としての役割を担っている。コロナ禍における活動の手法及びコロナ後を見据えた事業の運営等について、施設の効率的かつ効果的な管理運営を含む住民福祉の向上のためにどのような形態が望ましいか検討するため調査を行うものである。

調査事項については、1番、2番は、3番、4番と、長野県原村の公民館の運営手法について、4番目、長野県松川町の公民館の運営手法についてでございます。

調査方法については、記載のとおりでございます。

調査概要についても、記載のとおりでございます。

結びを朗読させていただきます。

ちょっと長くなりますが、結び。

長野県は、日本で一番公民館の多い県である。2015年のデータでは1,520館あり、2位の県とは3倍ほどの差がついている。これは、取りも直さず住民自治の先進地であることを意味している。

視察においては、原村、松川町だけでなく、近隣の飯田市や松本市の公民館も時間の許す限り視察したが、そのほとんどの施設が社会教育団体による使用の場合、利用料が免除されている。今年5月に開館したばかりの飯田市ムトスぷらざであっても冷暖房使用料といった実費相当額以外は無料である。松川町では社会教育関係団体が92にも上るが、それら全てが公民館を無料で利用できる。こういった配慮から、地域住民による公民館の利用が促進され、生涯学習の推進が図られているものと思う。

当町においても、公民館条例第9条における減免措置について、多くの団体が簡易な手続で 免除を受けられるよう検討する必要があるのではないか。また、その場合、利用料の一部払 戻しなどの複雑な事務手続が発生しない全額免除の方向が望ましいと考える。

公民館が主催する事業としては、原村の「はらむら塾」のような月1回、一年を通して様々なジャンルの生涯学習に触れられるものも有意義である。講師には公民館職員だけでなく専門員や地域おこし協力隊も参加することで、地域住民同士の交流やコミュニティー醸成にも効果があると思う。

松川町では、公民館報の充実に目をみはった。町の広報と一体となっていた時期もあり、その内容は時に町政に影響を与えたりもしてきた。また、平成24年の全国館報コンクール優秀賞を皮切りに数々の受賞歴がある。

そして、特筆すべきは、その公民館報の編集は職員ではなく町民から選ばれた10人の編集部員が中心になって行われているという点である。毎月発行されているこの館報は、発行の2か月前から企画がスタートし、毎号8ページ、表紙、裏表紙はカラーで刊行されている。イベントの報告や情報提供だけに終始することなく、綿密な取材に基づいた記事からは生き生きとした町民の表情が読み取れ、親しみやすい文体からは読み手も地域の行事に参加したくなる気持ちにさせられる。ここに、コロナ禍によって公民館に集う住民が少なくなってしまった今、どうやって地域活動を充実させていくかのヒントがあると思う。

感染者数の増減の波は大きく、先行きを見通すことは極めて難しい。そんな中、公民館という地域活動の拠点と地域住民とのつながりを切らさないために、公民館報の在り方を見直し、公民館報を読めばそれだけで公民館事業の様子が手に取るように分かるものを目指すのはどうだろうか。

編集委員を町民から公募するスタイルが我が町になじむかは分からないが、現状の館報はやはり情報伝達のみが役割になってしまっていると思う。先を行く事例に追いつくのは容易ではないが、コロナによって立ち止まらざるを得ない今こそ、様々な検討を加えるべきタイミングと考える。

松川町での公民館活動実績記録集をなぜ作成しているのかという問いに対しての「以前から作っていたので」という回答が印象的であった。新しいことを始めようとするときは失敗を恐れリスクの計算ばかりが先に立ってしまうものだが、継続していくうちにそれは当たり前のことに変わり、ノウハウは積み重ねられていく。その一歩目をこの困難な時代だからこそ思い切って踏み出すべきではないかと提案する。

今回の県外視察に行く前の町内での聞き取り調査は、コロナ禍における公民館事業の新しい 取組という点で特筆すべきものはなかった。指定管理者制度導入に関しても、まだ検討段階 ということである。

コロナの影響は生涯学習の分野にも影響を与えており、そんな中であっても地域住民の日常は日々続いていく。その日々をさらに充実したものにするために、社会教育団体による社会教育施設の利用料免除と公民館報の内容の見直し、この2つの検討を提言して結びとするものであります。

以上でございます。

○議長(星 喜美男君) 以上で民生教育防災常任委員会の所管事務調査結果の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長、後藤伸太郎君。

○6番(後藤伸太郎君) それでは、議会広報常任委員会であります。

3ページには開かれた期日を掲載してございますが、議会だより第67号の作成について検討、 編集をしたものであります。

また、11月15日には、県の町村議会議長会主催の議会広報研究会に参加いたしまして、専門家による議会報の解説や、実際に当委員会で編集いたしました議会だよりのクリニックを受けてまいりました。編集技術の向上や改善点の洗い出しができたものと考えております。

引き続き継続調査といたしますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(星 喜美男君) 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。 次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長、後藤伸太郎君。
- ○6番(後藤伸太郎君) 続きまして、議会運営委員会でありますが、各会議の運営について検 討したものであります。よろしくお願いいたします。
- ○議長(星 喜美男君) 以上で議会運営委員会の報告を終わります。 次に、議会活性化特別委員長の報告、説明を許可します。議会活性化特別委員長、今野雄紀 君。
- ○10番(今野雄紀君) おはようございます。

委員会活動といたしましては、住民と議会の懇談会の開催とタブレット端末の導入に向けて 調査を行ってまいりました。

懇談会においては1月末から2月初めを予定しており、タブレット端末導入においては今12 月会議の閉会後、21日にもタブレットのデモを業者により調査する予定であります。

以上で報告とさせていただきます。

- ○議長(星 喜美男君) 以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。
 - 次に、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長の報告、説明を許可します。町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長、菅原辰雄君。
- ○12番(菅原辰雄君) 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会としては、11月14日午前中に記載のとおりの監査結果の報告についていろいろ質疑、いろいろ調査を行っております。

今後も何か動きがあり次第、開催する予定でありますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長(星 喜美男君) 以上で町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の報告を終わります。

ここで、皆様に御報告申し上げます。

当町議会議員の三浦清人君においては、10月24日に開催されました「令和4年度都道府県議会議員及び市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式」において、総務大臣から感謝状が贈呈されております。

この際、私から三浦清人君に総務大臣感謝状を伝達いたします。

三浦清人君、演台の前にお進み願います。

[感謝状伝達]

○議長(星 喜美男君) 改めまして、大変おめでとうございました。 これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

- ○議長(星 喜美男君) 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) おはようございます。

令和4年度南三陸町議会12月会議の開会に当たり、9月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、チリ大使館への訪問について御報告を申し上げます。

南米チリ共和国のイースター島で10月4日から5日にかけて草原火災が発生し、多数のモアイ像に深刻な被害が発生いたしました。このため本町では、イースター島の早期復興、そしてモアイ像の修復を目的に、公共施設、さんさん商店街、ハマーレ歌津に募金箱を設置するなどし、募金活動を展開したところであります。

この活動により寄せられた多くの皆様の御厚意に関しては、去る11月17日にチリ大使館を訪問の上、町からの見舞金とともにリカルド・ロハス大使に贈呈いたしました。大使からは、感謝と「末永く友好関係を続けていきたい」とのお言葉を頂戴したところであります。

あわせて、志津川高校の生徒さんたちが独自に募金活動を行いましたので、生徒会の代表お 二人も私と一緒に同行してチリ大使館にてお渡しをしていただきました。

次に、志津川高校魅力化の取組について御報告を申し上げます。

「南三陸高校」への校名変更が正式に決定した志津川高校では、いよいよ来年度、全国からの入学生を迎えることとなります。全国募集の取組に関しては、3度実施したオープンキャンパスで関東圏から11組の生徒、保護者に御参加をいただいたところであります。

このような中、先月に「南三陸kizuna留学生」として募集したところ、オープンキャンパス 参加者を含めた6名の応募があり、過日、私も選考委員として生徒及び保護者と面接を行っ たところであります。これにより、志津川高校魅力化の新たな取組がスタートラインに立っ たと実感したところであります。

来年の春には、「南三陸kizuna留学生」の1期生として県外から多くの生徒が南三陸高校へ入学することを期待いたしております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

- ○議長(星 喜美男君) ただいまの町長の口頭による行政報告に対し、特に疑義があれば、これを許します。8番及川幸子君。
- ○8番(及川幸子君) おはようございます。8番及川です。

チリ大使館の訪問、高校生と共に町長が行ってこられたということ、御苦労さまでございま した。

次の志津川高校魅力化の取組についてでございますけれども、先ほど委員会報告の中でもありましたけれども、私たちの委員会は葛巻町に視察に行ってまいりました。そのとき、やはり我が町にも、これを見ますと6人の留学生が応募してきたということなんですけれども、親元を離れてこの高校に来るわけですので、やはり来るほうも、送ってよこす親元も大変精神的なことで御苦労があるのかなと思われます。そうした中でやはり葛巻町に来られている生徒さん方も心の何というか、この地域格差、家庭環境の違いがあるので、なじむのに大変苦労しているようでした。

そこで、我が町もそういうところ、一人一人に手厚いケアができる専門職のような方を置いてフォローしてやるということが大事でなかろうかなと思われますので、その辺も今後、留学生に真摯に向き合ってそういうところのないような、できるだけ心の負担を軽減して楽しい学校生活になれるよう努力していただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 先日、面接をさせていただきました。基本的には子供さんたちは南三陸 で高校3年間を過ごしたいという強い意志を持って皆さん、おいでになっております。反面、 保護者の方々にとると、やっぱり率先して行ってこいと言う親もいれば、あるいは不安だと

言う親も当然いらっしゃいます。

そういった中で、我々も、今お話しのように子供たちのケアをしっかりしていくということが必要だということは、これはもうこれまでも我々も視察をしておりますので、そういった観点で寮のほうにコーディネーター役を置いて子供たちのフォローをするということにしておりますので、極力、せっかく南三陸高校を選んでいただきましたので、楽しんでこの青春、密な青春ですので、青春を過ごしていただくように我々としてもバックアップをしていきたいというふうに思います。

とりわけ身元保証人は私がなりますので、そういった意味もあって我々もしっかりバックアップするということであります。

- ○議長(星 喜美男君) まだですか。基本的には行政報告ですから。よろしいですか。及川幸 子君。
- ○8番(及川幸子君) ただいまの町長の力強い御助言をいただきましたけれども、やはり私たちが行った視察中にもやはり現実を見て、食堂にいた方もいらっしゃいましたので、やはりその辺を充実されて、3年間やめることなく、ここで卒業していっていただけるような、そういう充実した学校生活を送らせていただくことに御尽力されていただきたいと思いますので、再度お願い申し上げて終わりといたします。
- ○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) では、私も魅力化について何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、私も公民館の近くを通ったときに、寮が出来上がってきているみたいなんですけれども、そこでその寮の引渡しというか、3月までに十分間に合うのかどうか、その辺をお聞きしたいのと、あと、先ほど来のあれで3年間という、そういう言葉が出ましたけれども、留学生という言葉からして途中年度、2年生とか3年生でも留学等はできるようなシステムなのか、その点、伺いたいと思います。

あともう1点は、魅力化を進める上で、特に寮を設置するというときに、目玉ではないんですけれども、女子硬式野球部の何というんですか、誘致というんですか、そういった話もあったやに聞きますが、そういった面に関してはどのような動きになっているのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 特に聞かなければならないというほどの内容でもないなと思いますが、 お答えをさせていただきますが、寮は2月の完成を予定しておりますので、今、内装工事を

やっておりますので問題なく間に合うということです。

それから、二、三年生の入学は、これは認めてございません。あくまでも新入生、1年生ということにしておりますので、そこで限定と。

それから、女子硬式野球部の関係については、多分4月には間に合わないと思います。いろいろな準備等もございますので、いずれこれは年度途中のスタートということにならざるを得ないというふうに思っております。

○議長(星 喜美男君) よろしいですか。(「なし」の声あり)

ほかにないようでありますので、以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

書面にて提出された工事関係等の行政報告は、御手元に配付したとおりであります。

ここで、工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。 (「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○議長(星 喜美男君) それでは、再開いたします。

日程第4 一般質問

○議長(星 喜美男君) 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、今野雄紀君。質問件名、不正流用問題の責任の在り方、以上1件について、今野雄紀君の登壇、発言を許します。10番今野雄紀君。

[10番 今野雄紀君 登壇]

○10番(今野雄紀君) おはようございます。

ワールドカップたけなわではございますが、議長の許可を得ましたので一般質問をさせてい ただきます。

質問件名、不正流用問題の責任の在り方。

質問の内容といたしましては、1件目として町長の道義的責任について。

2件目、副町長、課長等の賠償責任について。

3つ目、和解金額の見直し、変更について。

以上3件、PKまで持ち込めるように質問させていただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) それでは、今野雄紀議員の御質問、不正流用問題の責任の在り方という ことについてお答えをさせていただきます。

まず、御質問の1点目、私の道義的責任についてでありますが、現段階において職員による 賠償責任など、関係する手続を進めているところでありますので、お答えは控えさせていた だきたいというふうに思います。

次に、御質問の2点目、副町長、課長等の賠償責任についてですが、副町長、課長等の賠償 責任につきましては、令和4年11月7日付で監査委員から報告のあった監査結果の内容のと おりと考えております。

最後に、御質問の3点目、和解金額の見直し、変更についてお答えをいたしますが、令和4年度南三陸町議会8月第2回会議において、議案第17号和解についてで御承認をいただきました内容に基づき、相手方と減額の変更契約を締結する予定であります。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 町長、今答弁いただいたんですけれども、まず道義的責任ということでお聞きしたわけなんですが、その前にその責任云々から入るわけなんですが、今回のもともとの発端というんですか、そういったことに関して若干お聞きしたいと思いますが、いろいろな協議会が当町にはあるわけなんですけれども、そのうちに協議会へ補助金を出している協議会は当町にはあるのかどうなのか、その点、伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 今野議員、通告外です、それは。何の協議会ですか。どこにもそうい う通告はされていませんよ。
- ○10番(今野雄紀君) ただ、町長の道義的責任を確認する上で、やはり今回の協議会自体も会長が町長、当時なんですけれども、それであって、申請等、申請を受理する方も同一みたいな形、そういった中で事件が起きたわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、本来なら補助金じゃなくて委託金として出すべきものが補助金だったのでこういった事件が起きたんじゃないかと、そういう思いからなんですが、そこで伺いたいのは、いろいろな例えば協議会があるわけなんですけれども、そこへ直で出ている補助金というか、そういったやつが当町にはほかにというか、いろいろな協議会があるんでしょうけれども、出している補助金はあるのかどうか、その点を伺いたいんですけれども。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。

- ○行政管理課長(岩淵武久君) 御質問、協議会に対する町の補助金ということでございますけれども、名称が協議会ということにこだわらずして実行委員会等、いわゆる任意団体に対する補助金というのは様々存在すると認識してございます。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) それでは、補助金、任意団体に出しているということなんですけれども、 そこで町の補助金交付規則による今回この流用された補助金は補助事業者というか、それは 誰だったのか、そこを伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 今回の農山村地域活性化推進対策事業補助金という補助金の補助事業者というお話とすれば、一義的には南三陸町有害動植物等対策協議会が名義上の補助事業者の対象であったとは考えております。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 今、課長より「名義上」という、そういう答弁がありました。実際、事業を行う事業者は誰だったのか、そこのところを伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 申請の体裁等を踏まえれば、実際に事業を行う補助事業者は今 お話をしました協議会であったものと認識してございますが、いずれその協議会の意思を通 じずして行われた行為ですので、補助事業を行うべき方というのは存在しないという整理が 成り立つと考えております。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 今の答弁ですと、協議会の中にその事業をするような何というんですか、 システムというか、成り立っていなかったんじゃないかと思うんですけれども、その委員会 自体はみんな、協議会の構成メンバーからしてどこのメンバーというか、事業を実際行うの か、そこのところが見えてこないんですよ。

例えばNOSAIさん等に委任契約というんですか、そういったやつをすれば分かるんですけれども、そういったこともなかったようには聞いていたものですから、実際、協議会が事業をする際にどういった形でする予定だったのか、そこのところを伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 協議会そのものの実態ということでございますれば、去る年度 に臨時総会等もこの10年間の中で開催されておりますので、協議会という団体自体は当然存

在したということになろうかと思います。

ただ、一方で、今回問題となった補助金については、繰り返しとなりますが、その協議会の 意思を通じずして消費されたということになるということだと考えてございます。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) なぜその意思が通じなかったのか、その点、お分かりでしたら伺いたい と思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) なぜその意思が通じなかったのかということでございますけれ ども、体裁とすれば、協議会の名をかたって一個人が補助金の申請をして、その交付を受け て、監査にもございますとおり費消したという評価でございますので、なぜというのは、今 回町が被害を受けたという整理以上でも以下でもないのかなと考えておりますけれども。
- ○議長(星 喜美男君) 今野議員……。

ちょっと通告、どうも町長の道義的責任からずれていって、これは現在、特別委員会で調査 中の事件なんですよ。だから、これは特別委員会でやるような、今、やり取りにしか聞こえ ないんですよ。ちゃんと通告したとおりのあれでやってください。今野雄紀君。

○10番(今野雄紀君) では、通告どおりに行きます。

町長の道義的責任についてということなんですけれども、まだ明らかにはならないという、 そういう答弁だったんですけれども、そこで昨年の選挙の前の1か月、減給しましたけれど も、その減給はどういった形の減給だったのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) まさしくこの事件が発覚いたしましたので、それこそ道義的責任、そういう意味で100分の30の減額をしたということです。ある意味、一番最初に道義的責任を取ったのが私と副町長ということになります。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 先ほど町長は道義的責任を取ったという、そういう答弁がありました。 これで今回のこの流用問題において、全て道義的責任を取ったという思いでいるのかどうか 伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 今野議員にお答えする必要はないと私は思います。これは私の内心の問題です。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 内心の問題という、そういう答弁をいただきました。

そこで伺いたいのは、町長に道義的責任をこれ以上取れというのを私としても言っても意味がないと思うんですけれども、そこで今回のこの道義的責任ということにおいて、やはり町の以前言われた三役と言われるような方たちで本来責任を取るべきだと思うんですけれども、そういったことに関しては町長、どのように考えているのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ちょっと長くなりますが答弁させていきますが、この問題が発生して以来、今野雄紀議員は役場職員の事務処理の不手際についてずっとお話をしております。この問題について1,528万8,176円、これは職員は1円たりとも懐に入れておりません。元NOS AI職員が全て懐に入れた問題です。ここをしっかりわきまえながら御発言をお願いしたいというふうに思います。

それから、私、こうずっと思っているんですが、この問題について、起きた平成23年5月17日に1回目の振込をしております。この件については、代表監査委員からも私にお話をいただきましたが、震災時の大混乱の中でこういった事務の不手続について責任を問うのはお気の毒だと。問えないと。あの大混乱の中ですから。

しかしながら、その当時に、これまでもこの協議会に入金をしていたということがあって、 当時の担当の課長が振り込まないとこの協議会の活動ができないということで、出納閉鎖が 近かったものですから5月17日に振り込んだということです。

私、一番問題だと思っているのは、この振込をされた元NOSAI職員が本来、協議会の事務、事業をしなかった。普通、この入ったお金を使わないときはお返しをしますというのが当然です。私、一番問題だと思っているのは、この方がここで人の道を外してしまったのが一番の問題だと思っているんです。ここで220万円をお返ししますということになれば、お互いにこんなことにはならなかった。一番最初の問題は、私はそこにあると思っている。

その後の職員の事務の不手続、不手際、このことについては監査委員からも指摘を受けました。その分については、私はある意味、監査委員からの指摘のとおりに私どもとしては受け止めさせていただくということで、職員にも賠償ということになった経緯がありますが、しかしながらこの問題の原点は、さっき言いましたように、あの220万円が入ったときにその事業ができなかったというのは御本人が一番知っているはずです。そのときに返済をしていただく、あるいは相談をしていただくと、そうすれば。今、御本人も大変苦しんでいると思い

ます。職員も1円も懐に入れていないのに賠償を命じられて大変な思いをしている。お互いがそういうふうにならないようにするために、あの平成23年の1回目の入金のときに正直にお話をしていただければこんなことにはならなかった。私はそう思っている。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 今、町長より事の発端についてのことを説明いただきました。

そこで、NOSAIの職員の方が5月17日に振り込んだやつをそのまま返せば事は起きなかった、そういうお答えでしたけれども、私は何もこの使った方の弁護をするわけではないんですけれども、やはり震災直後の、それこそいろいろごたごたしていたときのこういった、例えはふさわしいかどうか分からないんですけれども、ボタンの掛け違いみたいなものだったと私は認識していたわけなんですけれども、それがずっと10年続いたその事実に関しては、やはりそういった掛け違えた責任は、震災直後のごたごたしているとき、事業をしなかったことに対する何ですか、確認なりなんなりがされていなかったということは、要は事務が取れなかったという、そういうことではないんでしょうか。

そこで伺いたいのは、やはりこういったことが起きたのは、ある程度事務を統括する最終的な責任者の責任もあると思うんですが、そこのところはどのように町長は考えているのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 繰り返しますが、原点はあの平成23年度の東日本大震災です。今野議員、 あなたもあの東日本大震災のとき、振り返ってみてください。私、知っておりますが、あな たも大変な思いをした。あの大混乱のときに平時のように事務取扱ができるかと。書類がな いんですから。全部流されて何もないんですから。そういうところで事務の最終決裁者とか なんとかという、そういう話をするのは今平時になったから言える話であって、あの当時、 そういう話なんか全くできません。それはあなたが多分一番よく知っていると思います。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 町長が言うように私も委員会を通じて震災が起こしたこういった事件というんですか、出来事だという、そういうことは町長以上、私、認識しているつもりで今回こういった質問をしたわけなんですけれども、やはりその初年度に、そのごたごたのときにこういった事務処理がなされたという、2年、3年、4年とたって、それが修正できなかったというか、そこの理由を町長はどのように考えているのか伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

- ○町長(佐藤 仁君) それは先ほども言いましたように、初年度の分については代表監査委員がそうお話しになって、2年度以降はこれは責任ありますよねということで賠償を命じられたんですよ。ですから、そこはそのとおりだと私は思っています。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 町長はそういった責任ということなんですが、そこで今回のこの協議会の問題というんですか、一番最初に聞いたことと関連するんですけれども、町長がその協議会の会長だったという、そういうことが起因しているんじゃないかと。私、そういうふうに捉えることもできるんじゃないかと思うんですけれども、そこのところはどのような形で。町長が会長の協議会に補助金が出たわけで、それを使われて、初年度は仕方がないとしても、次年度以降もそういったことが続いていったということに対して、町長はどのような思いというか、考えているのか伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) そこについては、昨年、道義的責任を取ったというのはそういうところ であります。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 分かりました。その道義的責任が1か月という、そういうことだったということで分かったんですけれども、やはり道義的責任については私も質問しづらかったんですけれども、何というんですかね、分かりました。では、道義的責任については、第1点目として町長はそのような考えということで分かりました。

では、次、2点目の副町長、課長等への賠償責任についてなんですけれども、11月7日に出た報告のとおり、そのとおり賠償責任をしていくのかどうか、その点、再度確認させていただきます。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 当然こういった問題については御本人から、いわゆる賠償命令が出たということですので、御本人から不服申立てということも当然職員はできるわけであります。 しかしながら、その中で当町の職員あるいは○Bの方で申立てをした方はございませんので、 したがって監査委員からの指摘、答申があったとおりの賠償ということになると思います。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 申立てがなかったということなんですけれども、それではその申立ての 締切りというんですか、そういった時期はいつ頃になるのか伺いたいと思います。

○議長(星 喜美男君) ちょっと、それはあれでないの。特別委員会に答える話じゃないんですか。個人の一般質問で答える話ではないんではないかと私は思うんですけれども、どうなんですか、これは。特別委員会、まだ立ち上げたままになって、これからも調査が続くと思うんですけれども。

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時55分 再開

- ○議長(星 喜美男君) 再開します。今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) では、あまり細かいことを言わずに直で伺いたいと思います。

今回この賠償責任に監査結果が出たわけなんですけれども、これを見て副町長、課長、そして係長クラスにまでその賠償責任が及んだわけなんですけれども、本来こういった形での賠償責任というのは、私、委員会でも申したんですけれども、かつてこの町でそういった事例が前例としてあったのかどうか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) これまではなかったということでございます。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) ということは、今回こういった形でいろいろな問題が起きた際の責任という形で課長以下、そういった職員にまで現実として賠償責任が生じる、そういう事態なわけなんですけれども、私が一番懸念しているのは、今回細かいことは言いませんけれども、前例前例で事業をしてきて、それがある日突然、事務が間違っていたんだよと、そういう指摘を受ける、そういう状態だと思うんですね。誰も職員の中でこれが不正に関わっているといった場合に、こういった事態は10年も続かなかったと思います。

そこで、町長に伺いたいのは、町長の考えとしてこういった課長クラスにまで賠償責任を、 監査が出たからなんですけれども、賠償責任を負わせるつもりなのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ちょっと理解できないんですが、基本、この問題については監査委員に 答申をさせていただいて、監査委員からそういった報告も出ました。したがって、その報告 いただいたものを私は受け止めますということを監査委員にもお話をしております。

ですから、そういうことで、そういった責任の取り方というのは全国の自治体でこういう問題、いろいろ様々起きております。その中で関係ない部署の全職員にも賠償を求めた事例も ございます。様々なものがあります。

しかしながら、今回、我々の町として起きたこの問題については、監査委員の御指摘のとおり、いただいた御報告のとおりということで受け止めるということですので、それ以上でも それ以下でもございません。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) では、分かりました。この監査委員というか、監査報告のとおり賠償責任を求めるという、そういう町長の考えで分かりました。

ただ、そうした場合に職員の意識というんですか、将来というんですか、そういったやつは、私、そこの部分を一番懸念しています。本来ならば最終的に責任を取ってもらえる立場の方たちが責任を取らないというわけではないんですけれども、こういった下々と言ったらおかしいですけれども、そういった方に賠償を命じさせるという、それは監査報告が出たからということでもあるんですけれども、やはりある程度この官僚組織をこれからずっと推し進めてまちづくりをしていく上で、私は大変好ましくない前例をつくるという、そういう思いがしています。

明日に普通に仕事をしていて事務が悪かったんだよという、そういうことでは、職員、おち おち、立派なというか、仕事ができるのかどうか、そういう不安、不安というか懸念がされ ていますけれども、そういったことに対して町長は、責任は責任、事務は事務、そういう考 えなのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 職員には私から面と向かって対面で2回話をしております。その辺も含めてお話をしてございます。とにかく緊張感を持って仕事をするということが公務員としての当たり前の話ですので、そこはしっかりやってくれということで話はしております。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) それでは、分かりました。職員のほうに賠償をさせるということで、そこで伺いたいのは、今回こういった前例をつくった際にやはり町としても、例えなんですけれども、公務員賠償責任保険の義務化とか推奨をしていく必要があると思うんですが、その点、どのように考えているのか伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。

- ○行政管理課長(岩淵武久君) 賠償責任に対する保険ということでございますが、いずれ加入するのは職員個人ということになりますので、義務化というのは困難だと考えてございます。ただ、一方で、人事サイドのほうからそうした制度があるよというのは丁寧に周知等がされておりますので、希望する職員については個人の判断において加入をなされているといった状況でございます。
- ○議長(星 喜美男君) ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。午前11時01分 休憩

午前11時19分 再開

- ○議長(星 喜美男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 今野雄紀君の一般質問を続行します。今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 私、そういった責任が生じるということで、以前も何かの議案のときに 公務員賠償責任保険に関して聞いたことがあるんですけれども、当町においては何人かとい うか、掛けている方もいるらしいという、そういう答弁がありましたけれども、それは個人 的なあれなので把握しているかどうか、その点、もし把握しているようでしたら伺いたいと 思います。
- ○議長(星 喜美男君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 保険につきましては、個別に私的な考えの下で加入してございます ので、そこの部分についての件数というのは特に把握はしておりません。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) その賠償責任保険は私も本来なら調べてきてあれすればよかったんですけれども、うちのほうの議会でもよく保険というんですか、議員が掛けられるそういった制度の保険があるんですけれども、それと似たような形で公務員とつくものですから役所のほうにもそういった何ですか、セールスではないんですけれども、あれがあるのかなと、そういう思いがあったんですけれども、掛ける場合は個人が調べて、そして掛けると。そういうシステムなのかだけ、この保険に関しては伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 実際の保険は団体地方公務員賠償責任保険という名称の保険ですが、当然先ほど総務課長がお話ししましたとおり、加入については個人の判断、責任において加入ということになりますが、その保険の制度そのものについては総務課のほうから職

員に対して周知が図られておりますので、その周知を読んだ上で職員個人の判断で加入、非加入ということが決まるという流れになります。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) では、分かりました。

最後の3番目に関して伺いたいと思います。

和解金額の見直し、変更についてということなんですけれども、答弁、ちょっとあれしたものですから、今回この見直しに関してはどういったタイミングというか時期で行う予定なのか、まだ未定だったらそれでもいいんですけれども、そこのところを伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 予定です。あくまでも予定ですが、今月中に変更契約を締結する予定ということにしております。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) では、今月中に変更予定という、町長からそういう答弁をいただきました。

そこで伺いたいのは、できれば具体の金額も伺いたかったんですけれども、町の顧問弁護士の以前のあれですと町に 2 分の 1 の責任等があるという、そういうあれがあったわけなんですが、そこで委員会でも私、お聞きしたんですけれども、この約1,500万円の半分、800万円相当なんですが、その中で町の責任の分としてこの前頂いた報告の一番最後のページにある金額なんですが、時効を除いて202万2,213円になると思うんですが、そこのところの金額は大丈夫なのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 先日11月7日付で監査結果ということでお示しをいただきまして、今、議員がお話しされた内容というのは監査結果の文書のうちの一番最後の別表に掲げられた金額だと思いますけれども、今、時効というお話がございましたが、その責任といったことを考えます場合は時効による減額というのは影響いたしませんので、あくまでも町の責任という形での計算となれば別表の最下段の金額になろうかと思います。

なお、その点については、当該監査結果の6ページ目において不正な詐取を実行した者が町 に弁済すべき額と重大な過失があると認められた職員が町に賠償すべき額の割合ということ で監査から示されているとおりでございます。

○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。

- ○10番(今野雄紀君) 今の課長の説明、最終の欄がその金額だということなんですけれども、 実際、職員の方たちが賠償する総額というのは私が言った金額でいいのかどうか、その点、 ちょっと数字なんですが確認をお願いしたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 監査結果の別表に基づいてお話をさせていただきますと、最下 段の1段上に「合計」という欄がございまして、そこにまず自治法分と民法分という形で区 分がなされてございます。

そのうち自治法分については消滅時効を迎えるということになりまして、一番右の欄に記載のあります計の金額は時効の分も含んでいる金額でございますが、自治法分の時効の金額について積み上げますと80万何がしという金額になりますので、当該280万円程度の金額から80万何がしを差し引いた額が実際に賠償を求める額ということになろうかと思います。若干、自治法分と民法分ということで併記になっておりますので、金額的にはややこしい部分はあろうかと思いますけれども、数式とすれば今の計算どおりになるかと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 私が言った200万円ちょっとぐらいということが金額だということで認識させていただきます。

そこで伺いたいのは、町のほうに責任が半分あるということで、そして実際負担というか、 賠償される金額が200万円なんですが、そこで伺いたいのは、この町で負担する分以外のその 半分の当該、先ほど町長が言われたお金を流用した相手方の負担というんですか、和解の金 額の見直しなんですけれども、半分半分で責任を取る上で役所のほうの実質的な金額が200万 円、そして現に流用した相手方のほうが800万円、七百何万円ですか、800万円近くになると 思うんですが、そこのところはこういった職員の方たちによる時効その他、いろいろな考慮 による何というんですか、減免と言ったらおかしいですけれども、そういう情状酌量みたい なそういった形で見直しがされる予定なのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) まず、その責任と賠償という部分について、どうしても混同してしまうとお話が見えなくなってくる部分はあるかと思うんですけれども、あくまでも先日監査からお示しいただいた監査結果におきましては、最下段に米印ということで付記されておりますとおり、重大な過失によって賠償責任があると認められる額の合計額は約770万円ということになってございますので、いわゆる消滅時効を迎えたからといって責任がないとい

う整理ではございません。時効を迎えれば賠償の必要がないという法的な整理なだけであって、あくまでも町の責任とすれば、この最下段の金額が町の責任になると思います。

また、今、議員からお話がございましたのは、当該、その時効の部分等について原因者である相手方の弁済必要額を減じないのかということになろうかと思いますけれども、職員の賠償について自治法上の時効を迎えたからといって当該額に相当する額を相手方の弁済額から控除するという考え方にはならないと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) それでは、満額みたいな形で請求予定だというふうなことは薄々分かったんですけれども、やはり、私はその相手方の弁護人ではないんですけれども、町長が最初に言ったように震災で大変な思いをしてきたという、そういう町長の答弁があったんですけれども、流用した方も震災ではそれ相応に大変な思いをしてきたと思います。

ただ、こういった事件になった原因というんですか、それもやはり以前の委員会でもあったように相手方のこの人柄というんですか、そういったものを含めますと、例えばしょっちゅう何かそういった警察沙汰というんですか、なったとか、そういった方ではなくて、町のほうも信用を置いていたという、そういう相手方のこの人間性だと思います。

そういった中において、やはり職員の方たちは、先ほど町長の答弁にあったように1円も懐に入れていないのに賠償するんだ、そういう答弁がありました。しかし、使った方もやはりこれだけ職員の方たちがずさんといいますか、そういった事務を取ってきてこれまでの大きな被害額になりました。

町長の道義的責任というわけではないんですけれども、その協議会自体が町長が会長としてあった協議会がお金を使われてしまった。例えばこういった庁舎内で働いている方たちは、町長が会長だということだけでほとんど物申す状況にはなかったんじゃないかという、私はそういう臆測をして、めくら判と言ったらおかしいですけれども、それが続いてきてこういった大きな金額になったと思われます。もっと早い時期にそれが正せなかったのが本当に残念に思います。それに、この事件が発覚したのも、たしかNOSAIさんの調査によって分かったという、そういうことも言われていました。

そんな中で、先ほど答弁があったような満額に対する見直しになるのかどうか、その点、再 度伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 今野議員がお話しされるその満額という対象が、ちょっと私、

しっかり今整理できていなくて恐縮なんですが、当然その減額、いわゆる弁済必要額を減じる前提となる金額は現段階で有効な弁済契約書に記載のとおり1,528万8,176円でございます。これを満額ということではないと思いますので、というお話だと思いますので、先ほど町長がお話をされましたとおり、町といたしましてはその弁済契約書の中で第2条、具体を申し上げればただし書でございますが、相手方の負担によらないで回復される金額が町で定まったときについては、その金額について弁済必要額から控除するということをあらかじめ約束させていただいてございます。

その第2条ただし書に基づいて、町は今回11月7日付でなされました監査結果にも記載のある内容を踏まえまして減額ということで、今、相手方とお話を進めさせていただいているという状況でございます。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 今お話合いをしているということで分かったんですけれども、そこでこの話は少し戻るんですけれども、和解するときに、私、委員会でも聞いたんですが、町の顧問弁護士のあれでは2分の1相当の責任があるということで、最初からそれを勘案して和解してはどうかという、そういうことも私は聞いた経緯があるんですが、その中で最初から2分の1相当での和解はできなかったのか伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 本町の顧問弁護士から示された2分の1というのは、あくまでも一つの考え方でございます。

これまでの特別委員会等でも今野議員からお話をいただいておりますが、まず、あくまでも 私的に流用した方本人のお考えは、当該私的に流用した金額の全てについて弁済したいとい うお考えでございました。それは相手方が個人としてお願いをした弁護士からの教授も受け た上で、自分としては私的に流用した金額について一日も早く弁済を開始したいという思い でございましたので、町としても当該金額について減ずる客観的な根拠、理由もございませ ん中におきましては、相手方のお話を聞いた上で私的に流用した御本人がまず弁済の義務を 負うといったことでスタートをさせていただいてございますので、その時点、過去の時点で 2分の1に減じるというのは、今、監査結果が示された中で結果的に2分の1という数字と 合致しただけであって、当時の段階で2分の1に減じるという根拠は全く持ち合わせていな かったということでございます。

○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。

○10番(今野雄紀君) その2分の1云々というか、先ほど課長の答弁であったように相手方も 弁護士に相談したという、そういう答弁がありました。私もちょっと確認というか、させて いただいたんですけれども、それは発覚当初に何か有料ではない相談の弁護の方に聞いたら、 全額を払うようだという、そういう説明を受けたという、そういうことを確認しています。

それと併せて、私、この五千幾らで和解したという、そういう経緯の中に、発覚して直後ですか、NOSAIの方たちがその相手方の保証人というんですか、親類というか、そういったところの家に行って誓約書を書いてもらったという、そういう経緯があったようです。その家に行って、1度じゃなくて数度行って、NOSAIの方が幹部か、何人か行って、そして払ってもらわないと刑事的な事件になるという、そういうことを告げられて、そして誓約書を書いたという経緯があったようです。そういったことからして……。

- ○議長(星 喜美男君) 今ここでそういうことを言ったって……。
- ○10番(今野雄紀君) やはり本人は……。
- ○議長(星 喜美男君) 今野議員、もっと整理してきちっとやってください。それを言い出してどこに着地しようとしているんですか。
- ○10番(今野雄紀君) これ、着地するのは、今回、最後のほうの質問になってきたんですけれども、委員会のほうでNOSAIさんの組合員に配った「職員による不祥事件の報告とおわびについて」という、そういうことを委員会としても頂いたんですけれども、そういった中で私が一番引っかかったのはこの「内部調査を進めるうちに組合として受任していない任意組織の会計からも同様の着服が発覚し」という、そういう「受任」という言葉が使われていたので、私がそこで思ったのは町でNOSAIさんに……。
- ○議長(星 喜美男君) それ、特別委員会で何でそういうことを言わないで、今ここでNOS AIの話をしてもどうしようもないんじゃないの。
- ○10番(今野雄紀君) そのNOSAIの話は、その和解をするときにこういった誓約書がまだ生きているんでしょうから、五千幾ら、一千……、そういったことも根底にあって和解金額というか、決めたんじゃないかという、そういう思いがしたものですから、私はこういったことを持ち出したわけなんですが。

ですから、私として言いたいのは、やはり皆さん、町長が言ったような震災直後の大変な時期に起きた、始まったことですので、やはり職員の方も大変だったでしょうけれども、その相手方のほうもそれなりに同じ被災者として大変な思いをしてきたんだと思います。

そういったことからも、やはり見直しをする際にはそういったことが幾らかでも勘案できな

いのかなという、そういう思いがするんですけれども、そういったところでは今のところど のような考えというか、お持ちなのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 何点かあったと思いますけれども、まずその相手方がお願いを した御指導といいますか、教授を願った弁護士が有料か無料かというのはちょっと存じ上げ ませんが、いずれ無料の法律相談であっても有料の委任、受任の契約が成り立ったとしても、 弁護士とすれば法律に照らした適切なアドバイスをなされていると思いますので、特段その 回数が何回かとか、その法律相談の対応がどうだとかといったことは結論には影響しないの ではないかなという一般的な考えでございます。

また、NOSAIさんが御本人に提出を求めたとするその誓約書の有無、存在が何か町との 弁済契約に影響したんでないのかというようなお話だと理解をしたんですけれども、あくま でもその誓約書を徴したのもNOSAIさんですし、町がその誓約書の内容についてお願い したといったこともございませんので、その誓約書に御署名等をされた上で御本人が町の補 助金以外の部分も含めて何らかの判断をなされたのだろうと思います。NOSAIさんの御 自宅への訪問あるいは誓約書について、町は回答する立場にはないと考えてございます。

あと、委任、受任のお話でございましたが、ちょっとその委任というものの整理ができないでおるんですけれども、有害動植物等対策協議会とNOSAIさんの関係でいえば、以前、特別委員会でも議員の皆様に配付をさせていただいてございます当該協議会の規約に定めますとおり、統括事務局が宮城県農業共済組合、当時の迫支所であるといったことに尽きると考えてございます。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 統括事務所に関しても言いたいんですけれども、大体あれなので、そこで伺いたいのは、この発覚当初はNOSAIさんに全部責任があるという、そういう動きだったみたいなんですが、それが途中から町の責任に変わったんじゃないかという、そういう思いがしているんですけれども、そこのところはどのようなあれなのか、再度伺いたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) ちょっと今野議員、それは特別委員会でやっているんじゃないですか。 NOSAIも来て説明しているし、特別委員会でやっているんですよ、それは。それを町に 質問してもちょっと。(「では、分かりました」の声あり)今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 質問の形を変えていきます。では、その誓約書云々も、それも現時点で

も多分生きていると思うので、その相手方の親族の方がNOSAIさんに提出というか書かされたと言ったほうが……、誓約書なんですけれども、その件に関してはよろしいですので、そこで変えて、監査報告の一番最後のページの、委員会でも聞いたんですけれども再度確認させていただきたいと思います。

震災直後の平成22年から平成27年度分までの副町長の賠償の責任がゼロ円なんですけれども、 そういったことに関して監査にとやかく言うわけではないんですけれども、平成28年から平成31年までの副町長の責任というか、そういった賠償責任の額が出ていますけれども、そういった震災直後からと平成28年からの副町長のその賠償責任についてはどのような思いというんですか、形なのか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) 今、今野議員がお話しされたその平成22年度分から平成27年度分というお話だと思うんですが、実際、監査結果として監査からお示しされた内容のとおりだと思いますし、その対象職員に含めるかどうかといった趣旨の御質問でありますれば、監査結果の11ページに「5、賠償額の算出について」ということで監査対象職員は23人であること、そのうち17人に対して町に対する責任があると判断したという表記がなされているとおりであると思います。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) では、分かりました。

1件から3件までについてまとめて伺いたいんですけれども、町の職員の方たちが負担する200万幾らなんですが、それを町長は先ほど道義的責任で昨年24万3,300円、したという、そういう答弁でした。

それで、やはり私、先ほど来言っているように、こういった事件の事案の責任というのは、 かつての歌津の町でもあったという何か事件があって、助役と町長が幾らぐらいだかずつ、 何百万円ずつだかを負担して解決したという、そういうことも聞いています。

今回もこういった事案に対する責任としては、やはりNOSAIの方たちもそうだったように三役というか、町長、副町長、収入役、今は会計管理者、そういった三者で最終的な責任を取ったほうがいいんじゃないかと私は思います。そうすることによって、今後、行政運営が持続可能なものになると思うんですが、こういった考えに対して町長はいかが思うのか伺いたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

- ○町長(佐藤 仁君) 全国でもいろいろ様々な問題がありますが、そういう形の中で解決するということについては、私は否定的です。先日も仙台市で御承知のように4,000万円のいわゆる未納の部分で、市の税金から支払うと、そうすると、今の論法でいくと3人で1,300万円ずつを払うということになりますと、こういった問題というのは全国でありますので、一々首長、三役がすべからく、いわゆる失われたお金を全額負担するということになると、これは大変な問題になりますので、軽々に私からそういうお話をするつもりは全くございません。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 先ほど、今、町長の答弁があったんですけれども、仙台では1,300万円 ずつ払うという事例もあったという、そういう……。 (「違う。払っていない。」の声あり)
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 聞き間違いをしないでくださいね。この間、昨年だか一昨年も仙台市で数千万円の電気料の未納というのがありました。その後に今度は4,000万円という穴が空いたということがありまして、今、今野議員が言うように三役で支払えという話になったら、相当の支払いが出てくるということになりますと、三役を務める人が今度はいなくなってしまいますよ。

ですから、この件について、私は支払ったと言っていないですからね。そういう穴が空いたということを言っているので、それを全部三役で埋めるということになったらば、これは大変なことになりますので、私の口からそのことについてお話をするということは避けさせていただきたいということですので、誤解のないようにお聞きいただきたい。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 職員の方に負担させるという、そういう事案は私はあまり好ましくないと思います。そこで、本来ならば、町長も言ったように、これは震災のせいにするわけではないんですけれども、報告書にもあります。震災によってもたらされた負の部分だと思うんです。

そこで、無理やり負担ということではなく、実際私の思うところは、今後、震災の関係でこういった事案が出ないとも限りません。そこで、解決というか方法としては、さきの消防の件に関しては一千幾ら、町で裁判を起こして結果80万円という、そういう流れもありました。いろいろな面において、今後、消防の件に関しては消極的負債ということで以前の総務課長から説明があったんですけれども、私、こういった事案に関してはなるべく誰も負担しないような震災的負債みたいな形で処理することが望ましいと思うんですけれども、そういった

ことは可能なのかどうか伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ここまでこの1時間余り議論をしてきたことが、最後にこういうことということは、今までの議論は無駄だったということになりますよ。基本、我々は監査の報告も受けてということで皆さんにお示しをして、そして進んできているわけですので、今その話を全く元に戻すみたいな話は今までの議論が何だったんだという話になりますから、その辺をもう少し考えながら質問していただきたいというふうに思います。
- ○議長(星 喜美男君) 行政管理課長。
- ○行政管理課長(岩淵武久君) まず、今、以前の消防防災施設災害復旧費補助金のお話がございましたが、まずあちらについては先ほど冒頭のほうで私がお話をさせていただきましたとおり、今般の地方自治法に基づく賠償命令ではございませんので、その点については御了解をいただきたいと思います。

また、いろいろお話をいただきましたが、今回監査のほうにお願いをしたということ、そのそもそもは、地方自治法の243条の2の2という規定がございますので、後ほど御確認をいただければと思いますが、賠償責任の有無を含めて監査委員の意見を求めるということが法律の枠組みでございますので、あらかじめ自治法上で予定されている手続について法律で定めているルールに基づいて取ったということでございますので、御了解をいただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 町長が振出しという、私は実際そういう思いで今回の質問をしているわけなんですけれども、そこで先ほど三役に負担という、そういうことを聞いたわけなんですが、実際問題として私は再度この202万円から昨年の1か月分、町長、副町長が減額した36万7,300円を引いた169万4,000円を、もし、道義的責任という形がふさわしいのかどうかは分からないんですけれども、こういったやつを町長、今の副町長、そしてでき得るならば以前の副町長等で負担することが、私としては今後のまちづくりにとって確かなものになるんじゃないかと思います。

震災直後、町長はそれこそ日本中の注目を集めて、そして四千何百億円の仕事をしてきたわけなんですけれども、やはりこういった、10年たって震災の後始末と言ったらおかしいですけれども、そこはやはりしっかり考えて今回のこの責任の在り方を考えるべきだと思いますが、その件に関して伺いたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 今野議員の考え方と私は違っておりますので。
- ○議長(星 喜美男君) 今野雄紀君。
- ○10番(今野雄紀君) 私はそういった思いで、今回の責任の在り方としては、先ほど来申した ような形で責任を取るのがいいんじゃないかという思いでの質問でした。

先ほど町長が言ったような形で新しい行政のスタイルになりつつあるんでしょうけれども、 そういった思いを伝えて私の一般質問とさせていただきます。

○議長(星 喜美男君) 以上で今野雄紀君の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長(星 喜美男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政管理課長が退席しております。

次に、通告2番、佐藤雄一君。質問件名1、7月豪雨の災害復旧工事の進捗状況は、2、消火設備、防火設備の拡充を、3、汚染稲わらの早期処分を目指せ、以上3件について、佐藤雄一君の登壇、発言を許します。5番佐藤雄一君。

[5番 佐藤雄一君 登壇]

○5番(佐藤雄一君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、この壇上より一般 質問をさせていただきます。

質問件名は、7月豪雨災害復旧工事の進捗状況は。相手は町長でございます。

本年8月臨時会議において決定されました一般会計補正予算、7月豪雨災害復旧工事についての今までの現在までの進捗状況と今後の町の計画について伺います。

以上、壇上より質問とさせていただきます。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) それでは、佐藤雄一議員の1件目の御質問、7月豪雨の災害復旧工事の 進捗状況についてお答えをさせていただきます。

本年7月に発生をいたしました豪雨災害によりまして被災した公共土木施設のうち、町道7路線、普通河川11河川は、国の災害復旧事業における災害査定を経て計28か所の査定決定を受けました。また、林道施設についても同事業において1路線5か所、農業施設は1か所の

査定決定を受けているところであります。

これらの国債事業箇所は、現在、詳細設計を実施しているところでありますが、完了次第、 順次、工事発注手続を行ってまいりたいと考えております。

次に、被災金額や被災規模により国債の基準に満たない被災施設の復旧の進捗状況ですが、 道路で35か所のうち25か所で完了、約70%、河川で20か所のうち8か所完了で約40%、農業 施設で5か所のうち2か所完了で約40%、水道施設につきましては2か所全て完了し、100% の完成進捗率となっております。

現に地域交通に著しく支障を来している箇所、治水上、次期出水により増破の危険性がある 箇所、町民の人命、財産に関わる箇所など、緊急性を考慮の上、優先順位を精査しつつ、引 き続き早期復旧に向け工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 最近までちょっと動きが見えなかったものですから、こういう質問に今回なりました。

それで、今答弁の中でいろいろその状況について町長より答弁がありましたが、すみません、 計算しなかったんですけれども、全体でどのくらいの件数になったんでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 災害復旧事業における部分ですが、道路で7路線で10か所、それから河川で11河川で18か所、合計で18路線・河川数のうち28か所が査定決定ということで、金額とするとおよそ2億2,500万円ほどということになります。

先ほどなかなか工事が見えないと言っておりましたが、当然だと思います。今、詳細設計を やっておりますので、これらの発注については来年の2月、3月ということで発注をしてま いりたいと考えております。

それから林道施設ですが、林道は1路線の5か所になります。金額的には約2,000万円ちょっとということになります。

それから農業施設ですが、これは1か所でして、約1,000万円ちょっとということになります。

これが災害復旧事業による事業ということになります。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) そうすると、7月の補正予算のときは五十何か所かあったんですけれど も、今言われた以外は町単独の事業ということで理解してよろしいですか。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) では、単独債の関係でお話をした、町単でやる部分ですが、道路で35か 所です。河川で20か所、合わせて55か所ということになります。これのうち、この55か所の うち契約が済んでいるところが36か所、完成したところが33か所ということで、進捗率は 60%ということになります。

それから林道ですが、21か所でして、契約したのがもう3か所、完成したのが2か所ということですので、進捗率は10%弱ということになります。

それから農業施設の関係ですが、これは5か所です。このうち2か所完成しておりますので、 進捗率は40%ということになります。

それから国債と単債、町単を入れてですが、合わせた部分で道路、河川を合わせて83か所ございます。このうち契約が済んだのが36か所、完成したのが33か所ということになりますので、進捗率は40%ということになります。

それから林道ですが、26か所で、契約したのがもう3か所、完成が2か所ということですので、7.7%ぐらいの進捗率ということになります。

ただ、今後、さっき言いましたけれども、来年2月、3月あたりに発注を集中して出すことになろうかと思いますので、入札不調等が起きなければいいなというふうに思っております。 工事関係の皆様方にも御協力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(星 喜美男君) 建設課長。
- ○建設課長(及川幸弘君) 先ほど御質問のありました質問件名にあります57件という数字でございますが、こちらは8月会議におきまして予算計上の際に参考資料として提出をさせていただいておりますが、こちらにつきましては箇所ごとの掲載ではなく、道路、河川、林道の種別ごとにそれをやはり分かりやすいように字単位でお示ししたのが57か所ということでございまして、先ほど町長から細部のほうは御説明をさせていただいてございますので、総数のみお話をさせていただきますと、国債、単債を合わせまして道路、河川、林道で109か所、それとあと農業施設で6か所、合わせまして115か所となります。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) この時期になりますと業者も大分落ち着いてくる時期なんですよね。それで、継続事業でやっている事業者はいいんですけれども、ランクづけ、大変申し訳ないんですけれども、ランク下のほうというか、大変失礼なんですけれども、そういう方々につい

ては町単独事業であれば少しでも早めに入札をかけていただいて、町内の業者にやっていた だくような配慮はできないものでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 建設課長。
- ○建設課長(及川幸弘君) 災害復旧、国債の分につきましては災害査定が終わったばかりで、 先ほどの町長答弁にもありましたように、今、詳細設計等の発注準備をしているというとこ ろでございます。単債につきましては、順次、準備が整い次第、発注をしてございまして、 現在のところ道路、河川でいきますと60%完成ということでございますので、順次工事のほ うは発注してございます。

それと、今のところ確かに工事発注のランク的にはB、Cという方々がほとんどなのかなということでございますが、今後におきましては、8月会議でもお話をさせていただいてございますが、町内の全ての業者に行き渡るかどうかはちょっとこれ、入札でございますのでこの場では申し上げられませんが、少なくとも受注の機会はなるべく均等になるように配慮しつつ発注してまいりたいというふうに考えてございます。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) ただいまの答弁、本当、大変ありがたく感じているところでございます。 2月、3月になりますと、町長はさっき答弁の中で、多くの件数が出てくるということになってきますと、まとめ発注のような形になって、ランクの上の方々が皆入札にかかってくるのかなと思うわけで、今言ったようにB、Cの方々が今苦労しているのかなというような時期でありますので、その辺、ありがたい答弁だったのかなと思っております。

それで、7月豪雨に絡めまして、19号台風の絡みでまだ残っているというような箇所はある んですか。

- ○議長(星 喜美男君) 建設課長。
- ○建設課長(及川幸弘君) 19号災害につきましては、現段階で全て工事のほうは終了してございます。つい、今月入ってからですか、最終の工事の完成検査をしてございます。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) とにかく大きくても小さくてもできるだけ町内の業者にお願いできるように、これは入札ですからどうしようもないんですが、ランクづけの上の方々にお願いして、下請するにしても何にしてもやっぱり地元の方々に応援をもらうとか、そういう指導も町のほうでしていただくような形になりませんかね。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。

- ○町長(佐藤 仁君) 立場上、どの方が落札するとかとこちらでは言えませんが、ただ、少なくても、私、工事関係のみならず、地元でお金を落として地元で金が回るということが地域 経済として金が循環をしていくということですので、基本は地元の方々に工事関係のみならず発注を心がけるということで指示をしておりますので、今回の工事関係についても間違いなく地元の関係の業者の方々に発注をするというふうになろうかと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 1件目について最後の質問になりますけれども、今、町長が言われましたように部分発注でもって多くの町内業者に入札参加を促していただければ町のためにもなるのかなと思っております。できる限り町長が今言われたように町が潤うような形で入札を受け取っていただければなと思って、私自身そう思っております。

私、土木のことはあまり分からないんですが、ここに先輩議員がいますのでいろいろアドバイスをいただきながら今後やっていきたいなと思ってはいますけれども、とにかくできる限り地元の業者にやっていただいて、さっき町長が言われましたように少しでも町が潤うような形で公共事業が進んでいけばいいのかなと、こう考えておりますので、ひとつその辺は私の希望としてよろしくお願いしておきたいなと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 工事が、今言ったように地元で経済が循環するということも、もちろんこれは大事ですが、我々、震災のときに助かったのは、我々が指示をするわけでもなくて、地元の建設業者の皆さん方が道路警戒やら、それから瓦礫の撤去やら、そういったものにもう本当に自分たちで自主的に取り組んでいただいたというのが建設業界の皆さんですので、そのときの恩義というものについては私は多分生涯忘れないというふうに思いますので、地元の建設業者の皆さん方はしっかり大事にしていきたいというふうに考えております。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 大変ありがたい答弁、ありがとうございました。これで1件目の質問を 終わりたいと思います。

それでは、2件目に入らせていただきます。

2件目の質問件名は、消火設備、防火設備の拡充をということで町長にお聞きします。

昨年、先月と、入谷地区において民家火災が発生しました。先月には町長は現場にお忙しい ところ火事見舞いに出かけられて、大変、その後、住宅等々の対応にも御尽力いただいて、 今、家族6人、7人ですか、入っているものと思われます。大変うれしい思いで私、町民を 大事にする町長かなと。後ろを向いているけれどもね。大変感謝しております。

それで、本文に入りたいと思います。

そういうことで、イの一番に守らなければならない町民の生命と財産ということで、一般的には、先ほど町長も言われておりましたが、火災においては初期の消火活動にあると言われております。

そこで、水源の遠い場所にある防火対象物については、今後、水利の検討も必要になってくるのかなと思うわけで、その辺の町の考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 先日の火災で人的被害がなかったのが一番でございまして、御家族皆さんで今、入谷の災害公営住宅のほうにお住まいをいただいておりますので、そのうち自宅が 完成するまでそこでお過ごしいただくというふうに思います。

では、2件目の御質問……。(「そこでは生活できないので」の声あり)後で答弁、ちょっと修正するところがありますので。詳しい人で。

2点目の御質問、消火設備、防火設備の拡充についてですが、本町の消防水利につきまして は、町内全域では消火栓を241か所、防火水槽を206か所設置しております。

これまで市街地などの被災地域については、復興事業等の進捗に合わせて消防水利の基準に基づきまして消火栓等の整備を進めてまいりましたが、それ以外の地域については消火栓の基準を満たす水道管が布設をされていない地域も多いことから、南三陸消防署と連携して緊急性の高いところから順次、防火水槽等の整備を図っているところであります。しかしながら、これらの施設整備には多額の費用を要しますことから、水利不便地域全てを解消することは時間がかかると考えております。

また、林野火災等では必ずしも消防水利が確保できるわけではないことも考慮して、気仙沼 地区の生コンクリート協同組合と火災発生時における消火用水運搬に関する協定を締結して、 町の総合防災訓練を通じて連携体制の強化に努めているところであります。

今後につきましても、消防署をはじめ関係機関との連携を密にして、継続して消防防災の推 進に取り組んでまいりたいというふうに思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 町内で241か所ということでございました。

その中、最近の防火用水は何か淡水が入れられないとか入れられるとか、町水道でなければ いけないとかというようなお話を聞くんですけれども、普通の水をためておくというわけに はいかないんですか、今のタンク。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) そういうことではございません。水道水でなくても構いません。

ちょっとさっき、今お話ししましたけれども、自宅が完成するまでお入りいただけるものと言ったら、ちょっと佐藤正明議員が「違う、違う」と言うので今確認しましたら、一応3か月ということになっているんですが、これ、3か月というのは町で決めている話ですので、ここは別にこの辺、融通を利かせて柔軟に対応するということも可能だと思いますので、そこはこちらのほうでその対処をさせていただきたいというふうに思います。建設課長も聞いておりますので、ぜひその辺の対処の仕方、検討するようにお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) いや、今被災されている方がちょっと心配して「3か月で出なくちゃないんだ」というような理解をされているものですから、おいおいにちょっと聞こうかなと思っていたら、今、町長が訂正されたので、それはそういうような形でお知らせをしておきたいと思います。

その辺、本当に柔軟な対応をしていただいて、今、整地が終わったぐらいですので、そのうち準備が始まると思いますので、ひとつよろしく、その被災者にあまり心配をかけないような形で対応していただければいいなと思っております。よろしくその辺、お願いしたいと思います。

それで、今月会議においてもこの3基の入札が決まっております、防火水槽ですね、契約が。 この容量ですけれども、消防法では40立方というのは最低の大きさなので、40立方以上となっているんですよね。今までの中の契約内容を見ますと、40立方、40立方、全て40立方というような形で今設置されているようですけれども、もうちょっと大きくなるような形の計画というのはないんですか。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) お伝えいただくのはいいんですが、決定じゃございませんからね。ここで今、建設課長に言っただけですので、これからちょっと決めようという話ですから、ただ、そういう検討も町として今進めているよというお伝えだけをしていただければと。
- ○議長(星 喜美男君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 消防水利の基準としては、40トンというのは何から来ているかとい

うことなんですが、40分以上連続に給水能力があるというところが基になっておりまして、 1分間で1トンぐらいで40トンということで、現在も40トンを一つの目安として整備をして おります。

町内には40トン以上の防火水槽も実際はございますし、ただ、その場所というものがある程度限られている関係もございまして、40トンを最低の基本として整備をしているところでございます。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 容量は分かりました。ただ、この南三陸町においては、河川、沢、海、近い、何といいますかね、防火対象物。住宅、いろいろな建物を含みますけれども、それについて、そういう近くに住んでいられる方はいいんですが、山あいで沢に面していても今水がないというような状態ですので、そういう対象物に、先ほど消防法でと言いましたが、消防法ではその水利から140メーター、そのぐらいが限度なんだと。それ以下にして防火水槽を設けていただきたいと。そういうような法律があるようですけれども、この南三陸町にまだまだ相当そういう箇所があるかと思われますが、その辺は確認はされているんですか。
- ○議長(星 喜美男君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 公設の水利全体のお話をさせていただきますと、ちょっと古い資料なんですが、大体、充足率という部分については7割程度という状況下でございます。まだ3割は充足されていないというような状況です。

全国的に見てもやはり7割をちょっと超える程度が充足率という形になっているのかなと思いますが、いずれ、防火水槽という消防水利に限りますとかなり整備に時間がかかるものというふうに思いますし、逆に議員が冒頭言われました沢々といいますか、そういった箇所ですと消火栓などの利用も考えるべきかとは思うんですが、どうしてもそういう地形上のところに行きますと水道管そのものの口径が非常に細くて消火栓が設置できないといったような光景が往々にしてございまして、なかなか進んでいないというのが実情なのかなと思います。引き続き充足率の向上を目がけて防火水槽の整備等を進めていきたいというふうに思ってい

○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。

ます。

○5番(佐藤雄一君) その沢々については、ちょろちょろ水をためておくような形でちょっと 掘を設けて防火水槽代わりに使えるような、大水が出てくるとすぐもう埋まってしまうんで すが、そういう箇所も必要なのかなと思うわけなんです。そういう考えもあろうかと思いま

すので、沢に水がないときは重機で掘っていただいて、ある程度周りに支障のないような形で掘り下げていただいて水をためておくことも、これ、一つの考えなのかなと思うわけであります。

それで、上下水道の所長が来ていますのでちょっとお聞きしますが、この消火栓を使った場合、この各中継ポンプがありますよね。それは心配なく消火できるような水がはじけるものなのかどうかですね。何か消火栓、あまり勢いよく出すと一般住宅の上水に支障が出るというような意見も出ているようで、消防団の方々は大変心配しているようです。濁ったり、中継ポンプの中が空っぽになったりとかというような心配があるようですので、その都度、住民に何か言われるらしいので、その辺のお話を聞かせていただきたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 総務課長。
- ○総務課長(及川 明君) 前段の沢水をためて常に施設的な防火設備ということでありますが、 公設においてはなかなかそういう常に少ない水をためてオープンにしておく形になりますと、 過去にもあるんですが、実際20トンぐらいの能力があるといって水利として使用しようとし たところ、下に泥がたまっていて実際は5トンぐらいしか使えなかったとか、そういったケ ースもございますので、町として公設で整備する防火水槽においては、当然のことながら蓋 つきで一定の基準に基づいたもので引き続き整備をしていきたいというふうに思っています。
- ○議長(星 喜美男君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(糟谷克吉君) 火災時の消火栓の使用についてでございますけれども、まず一番は消火が優先されますので、何といいますか、濁り等は出ますけれども、一番は消火を優先させていただいています。

御存じのとおり、上水道は高い配水池から自然流下で配水本管で流しております関係上、消火栓を開ければ時間にして20トン程度引っ張られますので、近隣の高いお宅はもちろん出にくくなったりというような事象はございます。水も普通の流れの流速よりも長くなりますので、古い管であればその管が洗われて末端のほうで少し赤く濁ったりというようなことは生じてきます。

消防団、消防署との打合せの中でも、まずは緊急時は消火栓利用については特に規制等はしないということで協議はしてございます。最近も、最近といいますか、最近は消火栓を使用というところはあまりないんですけれども、演習ですか、演習で使う場合はなるべく少し絞って使っていただくようなことでお話はしてございます。

○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。

- ○5番(佐藤雄一君) 先月のあの火災で、町長も分かるように、ちょうど頂上付近なものですから水利が相当遠かったようで、何本も継ぎ足し継ぎ足しの形で消防団の作業がされたようですけれども、初期消火にしてはちょっと手間取ったようでございました。せっかく早く行ってもその水の段取りをするのにちょっと時間がかかったりしていたそうなので、町長、あの辺に水利を設ける考えはないでしょうか。何軒もないんですけれども。
- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) この間の火災は、一番近い水利のところまで350メートルぐらいありますので、相当距離的にはあったということです。ただ、あの場所には水道管の本管が入っていないんですよ。ですから、消火栓を設置するということは基本できないことになっておりますので、先ほど総務課長も答弁していますように防火水槽は年間約3基ずつ設置をしております。ずっと継続して設置をしておりますので、そういった中で検討していかざるを得ないんではないのかというふうに思っております。

いずれにしましても、火災というのは人家が多い少ないは関係なくて発災をするものですから、その辺、トータル的な考え方を持ちながら防火水槽の設置を進めてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) そうですね。ある程度聞きたいところがあらまし終わったようでございますが、とにかく火災については財産全て、もう焼失してしまいますので、盗難とかであれば何かは残っているんですが、全て火災によって焼失してしまいますので、町民の皆さんには大変気を使って、これから火を使用するときには十分に注意するように言って、広報、それから消防署のチラシでいろいろ回っておりますので、これは個々の管理しか、これ、ないのかなと思うわけなんですけれども、とにかく町民を守るためには、いろいろな災害がありますけれども、火災を含めて守ってあげるのが行政なのかなと思っておりますので、ひとつ今後とも御指導を、町民への周知徹底をお願いして、2件目を終わりたいと思います。

それでは、3件目の質問に入らせていただきます。

今度で最後で、やめようかなと思っておりますので、ひとつ農林課長には御丁寧によろしく 答弁をお願いしたいと思います。私もこの件については大分何回も質問してきたわけでござ いますが、質問件名は汚染稲わらの早期処分を目指せということで、これも町長でございま す。

震災から10年以上が過ぎ、これからもこの先も10年もかかるというような説明があったかと

思われますが、本当にそれでよいのか疑問が持たれると思います。保管している袋について も中身についても劣化しつつあると保管農家から聞いております。

現在どのくらいの放射能があるのか、人体に、また、環境に安全性が担保されるのであれば、 早急に処理するべきと思いますが、今後の町の考えと計画、どのような計画がされて実行さ れていくのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) それでは、3件目の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。 現在、本町の汚染牧草は町内13か所に約245トンが保管をされております。これまでは農地 還元できる放射性セシウム濃度の基準であります400ベクレル以下の汚染牧草について、 農地へのすき込み等により処理をしてまいりましたが、御指摘のとおり、全ての汚染牧草を 処理するためには相当の年数を要するものと認識をしております。

今後の処理方針等を検討するため、本年11月に、町内の汚染牧草のうち比較的濃度が高い状態で保管をされている10か所約175トンの汚染牧草について、放射性セシウム濃度の再測定を実施いたしました。結果として、平成28年度に全県一斉測定を実施した時点から、ほとんどの汚染牧草について放射性セシウム濃度の数値が下がっていることが確認できました。

今後につきましては、再測定した結果を参考にし、国や県などの関係機関と協議を重ねなが ら、早期処分に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 今まで3地区において実証実験がされてきたと思われますが、その成果 と放射性濃度がどのくらい出ているのか、その数値を教えていただきたいと思います。
- ○議長(星 喜美男君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) 当町のすき込みによる農地還元というようなところでは、令和 元年度から昨年まで3か所で合計24.1トンの処理を行っているところでございます。

成果といいますのが、その24.1トンと、その数値的な部分に関しましてはこの3か所とも水と牧草と土、それぞれ事前と事後で測定をいたして、基準より下というふうなことで報告を受けております。すみません。それぞれの詳しい数字というのはちょっと今ないんですけれども、いずれにしても基準以下の数値で結果が出ているというふうなところでございます。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 放射能濃度の基準といいますか、1キロ当たり100ベクレル、それ以下 であれば安全性が保たれるというか、人体というか、あまり気にしなくてもいいというよう

な、その物書きにはあるようなんですが、今課長が言われたように数値が出てこないと何と も言えないんですよね。

安全基準というのは100ベクレル、それ以下であれば安全基準だというように一般的に言われているんですが、もしその3か所でそういう実証実験で結果が出ればもっと早く処理できるのかなと、こう私は思うんですが、その辺ですよね。

- ○議長(星 喜美男君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(千葉 啓君) 今、手元にその3か所のそれぞれの水と草と土の検査結果の資料がちょっとないだけで、いずれも400ベクレル以下と言われる健康上問題ないというふうな数字以下になっているというふうなところでございます。その400ベクレルというのが一般的に処理できる濃度というふうなことで、安全性が確保されているという基準というところでございます。

今、最後にお尋ねがあったように、全て400ベクレル以下の基準以内というふうな結果が出ておりますので、それで全て各農家で処理できるかとか、もう一気にやってしまえばいいんではないかというふうなことではなくて、その処理自体は国庫補助を使って行っておりますし、今は2分の1ですね。その残りの2分の1は交付金が来ているというところの中での処理ということもございますし、例えば20トンを処理するのには約1ヘクタールというふうな基準がございますので、空いているところに何というんでしょうね、汚染牧草を量は関係なくすき込みができるというふうなところではないというところで御理解をいただければと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) クリアランス基準とかと聞いたような気がするんですが、それが100ベクレルであれば、その実証実験の汚染稲わらがそういう基準以下であれば、高いお金を出して処理をするというんでなくて、保管農家さんに処理をしてもらえば、処理方法をちゃんとしてもらえば、これは保管農家さんにも安全性が担保されるんであれば、それを処理していただいて保管農家さんにこの潤いというか、その収入源が入れば、これ、いいのかなと思うんですが、なぜその公社の方々にお願いしなくては駄目なのか。安全性が担保されて何も影響がなければ、保管農家さんにやってもらえば幾らかでも補助以外に収入源になるのではないかなと考えるわけですけれども、その辺の進め方でいけばもっと早く処理できるのかなと思うんですが、処理できないその理由を教えていただけますか。
- ○議長(星 喜美男君) 農林水産課長。

○農林水産課長(千葉 啓君) 過去に実証実験を行う際に、その地域に行って行政区長さんを はじめ地域の皆さんに集まっていただいて説明をしているところです。やはり必ず反対する 人がおります。そういった方々に対しての丁寧な説明及び納得していただくような形での処 理というふうなことの中で、専門的に県内全域で工事をやっている農業公社さんにお願いす るというふうなところでこれまでやってきたという実情というところでございます。

いずれ、400ベクレル以下は安全ですけれども、なかなか理解してもらえない方もいるというふうなところも御理解いただければと思いますし、町長の答弁にあったとおり、現在、国、県と協議を進めている中でよりよい方法の件については現在探っているというふうなところでございますので、御理解をいただければと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 佐藤雄一君。
- ○5番(佐藤雄一君) 10年と言わず、もう短年度のうちに処理できるような形でこの問題については進んでいっていただければと願って、私の質問を終わります。
- ○議長(星 喜美男君) 以上で佐藤雄一君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、須藤清孝君。質問件名、コミュニティースクール設置の進捗状況と課題について、以上1件について、須藤清孝君の登壇、発言を許します。4番須藤清孝君。

[4番 須藤清孝君 登壇]

○4番(須藤清孝君) ただいま議長の許可をいただきましたので、壇上よりコミュニティース クール設置の進捗状況と課題について、教育長に質問させていただきます。

教育長におかれましては、令和元年4月の着任から3年と7か月、長年にわたり活躍されてきた現場を離れて羽を休める間もなくと言ったら申し訳ないんですが、教育委員会へとステージを移されました。本来の職務になじんだや否や、コロナ感染拡大というこの教育現場の急激な変化に対してその都度御尽力なされ、様々な経験も積まれてこられたと思います。

先月9月の定例会議にてまたその任期を延ばされ、改めて心に誓ったであろう熱い思いもあることと、私、勝手に推察しているところでございますが、ただ、今申し上げましたとおり、時代の流れと環境の変化による課題の多様化、これまでもいろいろ議論してまいりましたが、コロナの感染拡大による課題の複雑化、そのような現状である中で今回お伺いするコミュニティースクールについては、私個人的には未来を担う人材育成の取組の一つの形づくりなんではないかなと考えているところでございます。

南三陸町の子供たちがより一層輝くことのできる環境整備への進捗状況と課題、できればあ とその先の未来についてもお伺いしたいと思います。 1つ目として、3つの小学校、志津川小学校、戸倉小学校、名足小学校、それから2つ、志 津川中学校、歌津中学校への、これ、本年度準備期間等を置きまして来年度設置に無理はな いかということを率直にお伺いします。

2つ目は、学校、保護者、地域への理解の促しは順調であるのか。ここ、多分一番、私、す ごく心配しているところで、今回ここをしっかり聞いていきたいなと思うんですが。

あと3つ目、設置後に見えてくる小中一貫教育という形の考え方、どのようにお考えなのか をお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) それでは、須藤清孝議員の御質問、コミュニティースクール設置の進 捗状況と課題についてお答えいたします。

まず、1点目の御質問、3小学校、2中学校への設置に無理はないかについてお答えいたします。

令和5年度、全町コミュニティースクール導入に向け、昨年度から計5回の準備委員会を開催し、先進校の取組や来年度から導入予定の学校の現時点でのコミュニティースクールの進捗状況について情報を共有し、各学校で着々と構想を固めているところでございます。

また、既に導入している2つの小学校で年3回、学校運営協議会の会議を実施しております。 昨年度からその小学校を含む中学校区の先生方がオブザーバーとして実際に話合いの様子を 参観し、学校運営協議会の進め方について理解を深めるなど、全町実施に向けて準備を着実 に進めているところでございます。

次に、2点目の御質問、学校、保護者、地域への理解は順調かについてお答えいたします。 教育委員会主催の準備委員会に加えまして、来年度からコミュニティースクール導入予定の 5つの学校ごとに年二、三回、コミュニティースクール推進委員会を開催し、学校評議員や PTA役員など、学校運営協議会委員になる見込みがある方々を対象にコミュニティースクール導入後の活動等について説明しております。

また、今年4月の町の広報紙「南さんりく」に令和5年度から全町コミュニティースクール 実施についての記事を掲載したり、今年7月には教職員、PTA、学校評議員等を対象にコ ミュニティースクール研修会を開催し、文部科学省総合政策局コミュニティースクールマイ スターからコミュニティースクール導入までの準備や流れなど、具体に説明していただいた りするなどして、コミュニティースクールに対する理解を着実に進めておるところでござい ます。

次に、3点目の御質問、小中一貫教育の考えはについてお答えいたします。

校種間の違いを抑えた小中一貫教育という手法はとても有効であり、小学校と中学校が連携 し、9年間を見通した教育を推進していくことは大切であると捉えております。

志津川中学校区、歌津中学校区としてのまとまりを大切にし、地区ごとの特色を生かしなが ら教育活動を進めていきたいと考えております。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) それでは、ここからは自席にて質問させていただきます。

今回お伺いするコミュニティースクールについては、6月に一般質問させていただいたときに少し触れさせていただきました。そのときにいただいた御答弁によりますと、来年度の設置に関しましては、少々の課題はありますけれども、入谷小学校、伊里前小学校で成果が出ているので早急に進めたいんだと。それ以降の5校に関しては、1年に1校ずつやっていたら5年かかってしまうんだということで、そういう御答弁をいただいたと記憶しております。今のお話をいただきますと、予定どおりに設置の方向でお話を進めているということには変わりはないんだと思いますが、もう一度そこだけお伺いします。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) このコミュニティースクールにつきましては、平成28年度の教育委員会の教育基本方針の中でコミュニティースクールを設置していくということを基本方針としておりました。その段階ではいずれかの段階で全ての小中学校ということで時期は明記しておりませんでしたが、入谷小学校、伊里前小学校の取組を確認していくと、これは全ての小学校で早急に進めていったほうが、とてもいい教育活動だということで、それで1年ごとということではなくて全てを一気に行うというふうに進めております。

このことにつきましては、各学校、校長先生方からもしっかりと理解いただいておるところ でございます。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 今、御答弁をいただきましたけれども、努力義務的なところから、できればちゃんと設置しましょうという流れになったんだと思います。

ただ、ちょっと先ほどの御答弁をいただいたときに、いろいろ準備の段階で広報であったりとか、あと何というんですか、アドバイザーによるその説明であったりとか、当然、学校関係、教職員関係の研修とかもされているようですが、私の周りの保護者に限ってで現状を申

しますと、やっぱりまだまだ理解されている方が少ないと。この周知ということに関しては 2つ目の質問なので後々お話しさせていただきますけれども、現在、今、議会中継を見ている方もいらっしゃると思いますので、ちょっと二、三、シンプルな質問をしたいと思います。 そもそも何でコミュニティースクールの導入を検討されたのかというところからお伺いした いなと思いますけれども、これ、いろいろな背景があったと思います。社会の現状ですとか 学校教育の現状、移り変わり、いろいろな過程があって、さらにその導入後、メリット、デメリット、様々な理由があると思いますので、御答弁をお願いします。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) そもそも論ということになるんだと思いますが、子供たちについては 学校だけの子供たちではないというところでございます。子供たちはそれぞれ年齢に応じて 発達段階に応じて学校という校種を段階的に勉強していくところですが、子供たちというの は未来、その地域の担い手になるというところでございます。

そういった意味では、学校独自、学校がその子供たちを教育していくのではなくて、地域と 共に家庭と共に一体となって教育をしていく。地域でどのような子供たちを育てていきたい のか、あるいはそういった子供たちが地域でどういうふうに活躍してほしいのかというよう に、地域を巻き込んで子供たちを育てていくと。これがとても大切なことだというふうな形 で、このコミュニティースクールを推進しているところでございます。

様々、子供たちにとっても、保護者にとっても、地域にとっても、もちろん学校にとっても、 メリットは大きいというふうに感じて推進をしているところでございます。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 私、シンプルな質問をすると言ったんですけれども、こういう議場でのやり取り、当然、先ほど言いましたが見ている方もいらっしゃいます。議会中継、後々、録画のやつも見られる状況になっています。場合によっては、広報紙、議会だよりに目を通されてそういうことなのねと、周知する一つの役割にもなるかなと思って今あえて聞いているんですけれども、今いただいた御答弁ですと、要はこれから先の教育の在り方なんていう堅い言い方をしたら失礼ですけれども、町の理想とする子供たちの育て方を、現実に向けて具体的に何をするかということなんだと思います。

「地域と共にある学校づくり」という言葉を耳にしますけれども、それに対してこのコミュニティースクールというやり方、各学校に学校運営協議会というものを設置するというのは一つの有効な手段なんだと理解してよろしいでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) ちょっと「手段」という言葉、あれですけれども、有効な取組だと思っております。
- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 「手段」という言い方はちょっとよくなかったかもしれないですね。す みません。有効な取組の一つなんだと私も理解しているところです。すみません。

ちょっと本題があれなんですけれども、学校運営協議会の設置に無理はないですかというと ころにちょっと触れますけれども、実際にもう実施している学校があるわけですから、何も 問題ありませんよという話なんじゃないかなと自分でも思うんです。でも、どうしてもやっ ぱり不安でしようがないんですよ。

例えばですけれども、実施した 2 校、実施後に準備の段階でこれをやっておけばよかったな というような事例とかはあったのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) 実施後にこれをやったほうがよかったなというところについては特に 御意見を頂戴してはおりませんが、実施している学校からはこの学校運営協議会の委員については非常にウエートが大きい役割なので、しっかりと委員を決めるのは大切にしていきたいというような声は聞いております。
- ○議長(星 喜美男君) ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。午後2時14分 休憩

午後2時32分 再開

- ○議長(星 喜美男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。環境対策課長、農林水産課長、建設課長、上下水道事業所長が退席しております。通告3番、須藤清孝君の一般質問を続行いたします。須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 一番最初の御答弁で各準備は順調に進んでいるという御答弁をいただきました。学校単位で推進委員会というのが開かれていて、各学校それぞれ話は進めているんだと思うんですけれども、回数的には何回やってくださいとかというんではないんだと思うんです。学校それぞれによってその特色も違いますし、本来コミュニティースクール、学校運営というところでは、大きな地域との関わりというのは本来特色でそういうふうな活動をやってきている学校もあれば様々な形があると思うので、やってきているとは思うんですけ

れども、ちょっと私個人的にちょっと心配しているのは、志津川小学校とか志津川中学校、中学校ですね。各中学校とか、何だろう、取り組んではいるんだろうけれども、地域色が薄く感じてしまう学校の進め方というのは難しくないのかなと思っているんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) どこの小学校もどこの中学校も地域と連携をしながら取り組んでいる と思っておりますが、ただ、エリアが広くなっていくと、その分、議員御指摘のとおり薄い というようなイメージを持たれるのかなと思っているところでございます。

しかしながら、この学校運営協議会というのは地域の方々と共に学校運営の協議をしていく場というところですので、学校ごとに地域の色が薄いということがないようにしっかりと地域の方々と共に学校づくりを進めていきたいと思っております。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 準備段階の話ですごく私だけがもしかしたら勝手に過大に不安がっているのかなというふうにちょっと自分でも思うところもあるんですけれども、ここは実際どうなのか分からないのでこういう場をお借りして確認しているんですが、実際、導入2年目以降、2年目、3年目となっている対象学校、入谷小学校と伊里前小学校はそうだと思うんですけれども、これに関してはしっかり準備をして時間をかけながらそろそろ、そろそろまではいかないのか、ある程度回数を重ねてなじんできているのかなと。

本来、この学校運営協議会を設置して初めての何というの、メインと言ったら変ですけれども、地域全体で熟議が交わされるという段階に入りつつあるのかなと。じっくり時間をかけながらそういう状態が来ているのかなと思うんですけれども、この実際もう始まっている2校の現状をお伺いします。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) 2校、入谷小学校については、実施までに2年間の準備期間を置いての実施です。また、伊里前小学校は、1年の準備期間を置いての実施というふうにしております。

やっぱり一番最初の入谷小学校は、町としても初めてですし、当時なかなか県内においても しっかりと浸透していないような組織でしたので、大分御苦労があって進められたんですが、 入谷小学校のときもいわゆるコミュニティースクールのマイスターを文科省のほうからお呼 びして、全町で研修会を開くなどして進めていったんですが、やっぱり入谷小学校など、最 初は非常に緊張感あふれるような活動だったと聞いておりましたが、やっぱり1年、2年と過ごしていきますと非常に何でしょうね、ざっくばらんという表現もあれなんですが、地域の方が率先して意見を言う雰囲気をつくっていただいておりまして、話している内容もその学校の中の特色、その地域の思いというのをお話ししているので、具体的には入谷小学校なんかではもう保護者だけで草刈りというのは大変だから地域総出で、行政区総出でお手伝いしますよということで200人規模で草刈り作業をするという段取りをしたのもコミュニティースクールになるし、また、運動会で昔、入谷子唄という踊りがあったんだけれども、それを復活してくれないかなみたいな話が出て、じゃあ運動会で踊りましょうとかというふうに、学校と地域が非常にいい関係をやっております。

伊里前小学校も1年遅れでスタートはしているものの、伊里前小学校のほうではやっぱり登下校について大変心配だということで行政区を交えたり、あるいはPTAのほうで見守り隊を組織していきましょうということで、PTAさん方で組織をして何か統一したジャンパーなども用意したりなんかして、みんなで子供たちを守っていこうということで、やっぱり地域を挙げて防犯、交通安全等に取り組んでいるのも、こういったコミュニティースクールで具体的な案を出し、建設的な案を出して実践できるというのがコミュニティースクールのよさではないのかなと感じております。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) ありがとうございます。形に見えるその地域の特色がしっかりと出てきているというふうに今印象を受けました。来年度以降は全町的にこういうのが浸透していって、本当に町を挙げて子供たちを育てましょうという形がつくれるんだなと思うので、大いに期待したいと思います。

次、2番目の質問になってくると思います。学校、保護者、地域への理解の促しは順調であるのかというところに少し触れていきますが、6月の一般質問のときに教育長の言葉で「よい学校にはよい地域があって、よい地域にはよい学校がある」と。その協議会を立ち上げたら、学校教育や地域の防災連携や、そういったいろいろな意味でも役立つものになっていくだろうという御答弁をいただきました。

ただ、その折に私、ちょっと質問したことがあるんですが、学校側からの報告、相談、協議 みたいなのはちょっと一方通行的で閉鎖的じゃないのという質問のときに、そのようなふう に捉えられがちな状況も協議会を通していろいろ熟議、これからできていくだろうし、改善 されていくだろうというやり取りはまだ記憶に新しいかと思います。ただ、これは設置後の お話なんだなというふうに捉えているんですけれども、現状においてはまだまだ一方通行的 に捉えられがちな状況には変わりはないのかなと思っているんですね。

先ほど来伺った進捗状況とかというのはある程度理解はできているんですが、何というんですかね、この話の流れでいくと、今までみたいにぎりぎりになって、どうぞ御理解と御協力をお願いしますというふうな形にならなければいいなと思っております。最初のうちはどうしても今まで関わってきたPTA関係とか、あと地域のコミュニティーという活動をされている方、あると思います。婦人会であるとか、伝統芸能の御指導をされている方とか、そういった方がどうしても中心メンバーになると思うんですけれども、この先のその周知という部分に関しては立ち上げ後もじっくりその周知をしていくというような考え方であるのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) コミュニティースクール、学校運営協議会等についても、正直、地域の方々あるいは保護者の方々からすると、一体何者なんだとか、何なのというふうに思っているのは当然のことだと思っておりますし、なので周知ということで学校が折に触れてPT Aの方々にお話をしたり、町全体で、あるいは今の時点で学校の運営等を評価していただいております学校評議員等にも御説明をしているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、実践をしている入谷小学校も伊里前小学校もスタートの段階で完璧というところではなく、やっぱり最初は人数も多くてやや緊張感を持ちながらスタートしていったんですが、何度か顔を合わせたり、こんな話をしても大丈夫なんだなみたいな雰囲気を持っていって、今は非常に活発です。

ちょうど議員からもお話があったとおり、熟議をすると。みんなで1つのこのテーマについて熟議をしていくというところだけではなくて、今後その熟議を繰り返していくと協働という段階に入り、協働というのは共に自分の役割、立場、責任において自分たちができる部分をやっていこうという、責任ある行動を取っていくという協働になり、それがコミュニティースクール、学校運営協議会のマネジメントというところになって運営を組織立てていく。

このコミュニティースクールで大切なのは、熟議と協働とマネジメント、この3つが実現するとうまくいくと思います。それが発足当時からというのはなかなか難しいので、1年、2年経過をしながら進めてまいりたいなというところでございます。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) そうなんですよね。一言で周知と言っても、ちょっと今までやってきた

活動に似ているんだけれども、それをさらに何というのかな、進化させると言ったら変です けれども、そういった形になると思うんです。

ちょっと言い換えると、今までなじみのなかった考え方や取組というものを要は町民に理解 してもらうという形になるんだと思うんですよ。来年度以降、町内全校設置イコール町民の 理解というふうな解釈もできるんではないかなと。

最初の答弁のときにありましたけれども、過去にも広報でとかPTAとかというところでいるいろな周知は行われてはいるんですけれども、私も目を通していますけれども、確かにきちんとした説明ではあるんですよ。ただ、それを見て正しくその解釈と理解ができますかとか、それの正しい解釈と理解、その考え方を全体に促すことというのはすごく難しいことだと思うんです。

私、たまたま議会広報を担当させていただいてやらせていただいていますけれども、見出しであったりとか、シンプルに伝えるというようなところに毎回工夫を凝らしてやらせていただいているんですが、どうなんでしょう、これからも広報なりなんなりで周知はすると思うんですけれども、これからの南三陸町はもう町を挙げて子供たちを育てますよみたいな短く分かりやすい見出しを取り入れる広報とかというのは、一つの案としてはいかがな感じでしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) 分かりやすく一言でというところはとても大事なところで、私自身もこうして答弁をしているときに分かりやすく答弁が簡潔にできているかというと、なかなかそうではない自分がいるわけですけれども、簡潔にというと、やはりこのコミュニティースクールそのものの理念であります先ほどのお話の「いい学校にはいい地域があるし、いい地域にはいい学校がある」というスローガンのほかに、やはり「地域と共にある学校」というのがこのコミュニティースクールのスローガンでもあります。

学校と地域、学校と保護者が一体となって特色ある学校づくりを進めていこうと。それがコミュニティースクールだと、簡潔に言うと、分かりやすく言うとそういうことではないのかなと思っております。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 私も一生懸命分かりやすくこれからも周知していきたいなと思っております。

学校運営協議会、これ、大きな3つの特徴というか機能として、校長先生が作成します学校

運営の基本方針、まずこれを承認していただくというのが1つ。それから、学校運営についてある程度規定の範囲内で教育委員会なり校長先生に意見を述べることができると。それから、教職員の任用に関してですか、それもある程度の範囲内で意見を述べることができると。後ろ2つに関しては「意見を述べることができる」という、何というの、権限というんですかね、が設けられています。

今までの現状でいうと、保護者であったりとか地域の意見を反映できる仕組みとしたら、学校評議員というのがいらっしゃって活躍してくださったと思うんですけれども、役名的には重複するんだとは思うんですが、この学校評議員というのは自然とこれからまだ存続しちゃうんですか。それともなくなっちゃうような形になるんでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) 学校評議員制度、学校評議員はコミュニティースクールが始まると、 これは終了となります。

学校評議員制度というのは、平成12年ぐらいからスタートをしていって、いわゆる学校と校長先生が立てられます学校運営についての基本方針とかを学校評議員にお示しをして、評議員から評価を受けて、ここをこうしたほうが、ああしたほうがというような御意見をいただきます。これはあくまでも校長先生の諮問機関という表現もあれですけれども、あくまでも校長先生と学校評議員の皆さんの関係ということになります。

今度、学校運営協議会となりますと、校長先生の諮問ではなくて、学校全体の運営、学校教育活動に対して意見を言っていただくというのが学校運営協議会です。さらに、意見を言うということは、意見だけを言うだけではなくて責任というのもその委員には持ってもらうことになります。

つまり、こうしましょう、ああしましょうと言ったときには、うちのほうでもこんなふうに して学校をバックアップするから、学校もこうしてよというようなことで、学校のほうもこ うしますから、そちらの組織ではこうしていただきたいというふうに、建設的なやり取りが これからはできるようになってくるというふうに、この学校運営協議会がそうであると。

ですので、冒頭でもお話ししましたが、課題というところではこの学校運営協議会の委員という方がぜひ学校に建設的な意見を言って、さらに自分たちではこうしたいという地域の考えを地域に持ち帰っていただくなどを通して、地域と学校が一体となって子供たちの健全育成に努めていきたいと思っております。

○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。

○4番(須藤清孝君) 責任のある立場なんだと思います。立ち位置的には教育委員会の下の組織みたいな考え方でいいんでしょうか。そういうのではない。ちょっとそれは違う。そうですか。すみませんでした。そこはどうでもよくはないんですけれども、そこは後でちょっとお伺いします。

これ、報酬は発生するんでしたっけ。これ、各組織、すみません、たしか報酬も発生するんじゃないかなとちょっと伺っていたと思うんですけれども、各学校に何名かずつで組織を立ち上げて、報酬も発生しますと。予算のある話になってくると、回数の制限とかというのはされるとか、積極的にもう集中的にこれ、協議したいんだけれどもという場合も出てくるかと思うんですけれども、その辺はどのようになっているんでしょうか。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) 報酬は発生いたします。

そして、集中的に話合いが進められるということも考えられなくもないんですけれども、現時点では年3回ということを想定しておりまして、あと想定している内容は中学校区ごとに同じ日に行うということで、当日、小学校区のほうで小学校の学校運営協議会を行い、小学校が終わったら、その後、中学校の学校運営協議会を行うというような形で進めていきたいと思っております。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 同日開催ということですか。そうか、中学校区ですね。その計画も要は中にあるんだということなんですね。これ、各学校で全部立ち上げて、そのほかに、今、同日で中学校区としての集まり、志津川地区であれば4校、歌津地区であれば3校、これは中学校区であえて集まってどのように機能させるんでしょうか。
- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) 例えばの例ということでお話しすると、例えば志津川中学校区となりますと、最初に、例えば今日12月6日火曜日に志津川中学校区のコミュニティースクールの学校運営協議会をするとなると、例えば6時から開催しますといったときには、例えば1年1組に志津川小学校の学校運営協議会の委員さん方が行って、2年生のところに戸倉小学校の学校運営協議会、3年生は入谷小学校と。それぞれで1時間ほどの学校運営協議会を行い、そして例えば7時からは中学校区で行いますということで中学校。それぞれ人数が15人と決められておりますので、志津川小学校の学校運営協議会委員のうち2名が中学校に参加をする、同じように戸倉、入谷も2名ずつということになりますので、小学校の委員を兼ねる方

が6名、中学校に行くと。そうすると、残り9名の委員が中学校で独自に選んだ方々という ことです。

なぜこういうようなことをするかというと、それぞれの学校運営協議会の中で話し合ったことが小学校だけではなくて中学校にもしっかりつながっていくように、さらには中学校で行われていることが小学校にもつながるように、質問の3番目にありますけれども、小中一貫教育の一つの方法でもあります小学校独自、中学校独自じゃなくて、しっかりとその特色を理解しながらそれぞれの学校が輝けるように取り組んでいきたいと思っているので、そういうふうな同日開催というふうな方法を取らせていただきたいと思っております。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) これ、私もいろいろPTAの集まりとかがあったりするものですから分かるんですけれども、なかなか日程とか時間が合わなかったりするんですよね、1回の集まりにね。なので、当日開催というのはある意味、参加する側からすれば、2つ一緒にやってもらって助かるなというところもあるのかなと今思ったんですけれども、これは中学校区の学校運営協議会というんではなくて、連絡協議会的な感じでいいんですか。
- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) ちょっと私のほうも説明が悪くて申し訳ございませんでした。 中学校で行っている学校運営協議会は、あくまでも志津川中学校の学校運営協議会ということですので、中学校区とかということではなくて志津川中学校の学校運営協議会、ただ、イコールはそれぞれの小学校区全部が志津川中学校になるのでそうなんですけれども、イメージは志津川中学校の学校運営協議会です。
- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) 先ほど小中一貫の意味合いもここで出てくるんですよという御答弁でしたので、このまま3番の小中一貫の考えはというところにちょっと移っていきたいなと思っているんですけれども、その質問の出し方があまりにも短文で乱暴過ぎたかなとちょっと反省しているので、以後気をつけたいなと思っています。

ただいまの話で聞くと、中学校区という枠で連携を取ることで9年間を通した目標やそのビジョンというのを恐らく共有していくんだと思います。このビジョンであったりとか、カリキュラムまではいかないのかもしれないですけれども、この辺は立ち上げ後に決めていくんですよね。当然そうですよね。それとも、町としてこういうビジョンがあるんですよというのをもうあらかじめ用意しているのか、そこをちょっとお伺いします。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) 小中の一貫教育自体はとても有効であるということを一番最初にもお話しさせていただきましたが、今議員がお話ししたようにカリキュラムをどうするのかとか、あるいはビジョンを統一するのかというような、そこまで踏み込んだ形の小中一貫教育を現在のところは目指してはいないところでございます。それぞれの学校で上げましたビジョン、学校運営協議会で出した、認めていただいた学校運営方針に基づいてそれぞれが進んでいくんですが、だからといって勝手に進んでいくのではなくて、ある程度統一できるところ、あるいは共通したほうがいいという部分については、一緒になって考えましょうというところでございます。

今、具体的に取り組んでいるというのは防災教育でございます。あの南三陸311メモリアルが完成して、そこへの取組について各学校の代表の先生方も小中、さらには志津川高校も入ってみんなで参観をして、実際にどの学年がどういうふうに活用したらいいのかというところを押さえて、南三陸町の防災教育という一つの流れというか統一性を持って、子供たちが命を守る行動が取れるような取組をしていきたいというところは、小中一貫教育の一つの取組というふうにこちらでは押さえております。

- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。
- ○4番(須藤清孝君) この小中一貫で、あえて言葉にするとあれですけれども、もともと学校間交流というのは現在も当然行われているじゃないですか。一つの例えで言うんであれば、小学校から中学校に上がりますといったときに何というのかな、違和感というか、慣れないそこにちょっとでも面識を増やして友達づくりみたいな、その準備期間というのを何回か設けたりとかというのは実際もう行われていると思うんです。

小6と中1をそういうふうな形でつなぐというのは一つの何だろう、中1ギャップみたいなものの解消という観点も当然あって行われているんだと思うんですけれども、このコミュニティースクールを立ち上げることでもう少し考え方が変わってきて、先ほど御答弁いただいた防災教育というもの、一つ分かりやすい、共有してしっかりじっくり9年間で、高校も入るとなればもっとそれ以上の年月をかけてじっくり育てていくという、そういう効果を、あとはいろいろな意味で随時課題を見つけながら育てていくという考え方でよろしいんですか。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) そのように随時検討を加えながら進めていきたいと思っております。
- ○議長(星 喜美男君) 須藤清孝君。

○4番(須藤清孝君) この小中一貫の考えというのは、いろいろな学校環境とか、公立だったり私立だったり地域性だったりというところがあるので、がちがちに何だろう、世の中の事例を挙げながらそのようにやっていきますという考え方ではないんだと思います。当町なら当町なりの身の丈に合ったスタイルをきちんと確立して、子供たちをしっかり育てていきましょうという考え方だと思いますので、ぜひともよろしくお願いしますと言うのは変ですけれども、一緒に育てていけたらなというふうに考えております。

ある程度の確認作業みたいな一般質問で申し訳ないんですけれども、開かれた学校、先ほど 評議員の話がありましたけれども、あのあたりの制度が始まったあたりというのは「開かれ た学校」というような一つのキーワードがあって、それから先ほど教育長がおっしゃってい ました、今はどっちかというと地域と共にある学校というふうな時代に移り変わっていった んだと思います。これは教育的な行政の背景にあるんだと思うんですけれども、開かれた学 校づくりに一定の役割をした評議員の体制からそのように変わっていきました。

子供たちだけじゃないんですよね。地域の未来にも向けて学校と家庭と地域が、要は自分事というふうに捉えていかなければいけないんだなと思っているんです。じゃあ何をしていったらいいんですかという目標を共有して、その地域総がかりで子供たちを育てていくというのが一つの地域と共にある学校づくりなんだなと解釈しているんですけれども、子供たちのためにというのももとよりですけれども、このコミュニティースクールというものを形づくることによって、多方面にわたってすごくいいことというのはたくさんあると思います。

先生方にとっても一番楽しみにしているであろう子供たちと向き合える時間というのが確保 されるというふうにも伺っていますし、それから学校を中心とした地域ネットワークという のが形成されていくんだと思いますけれども、これ、言い換えるとある意味、地方創生の考 え方というふうな意味合いもあるんだと思います。

本日伺ったその内容ですと、導入のプロセスとしては保護者や地域のこの理解、協力を得る という機会とか、その意見を反映させる場というのは、ちょっとまだ正直薄い感じはします。 ただ、先ほど来のやり取りで、立ち上げ後もじっくり時間をかけながら浸透させていくとい うこともある程度理解はできました。

そもそも地域住民にとっての学校という考え方でいくと、もともと身近で関心は高かったんだと思います。これから広く地域住民の意向を踏まえて取り組まれていくというのは、一番最初に私は言いましたけれども、未来を担う人材育成の取組の形づくりなんだなと改めて思っているんですけれども、子供たちの生きる力というのは多分時代が変わっても、これは本

当いつお話ししていてもそう思いますけれども、いつの時代でも時代が変わろうとも本当に変わらないんじゃないかなと思っています。何回も「期待したいと思います」、「協力したいと思います」と言っていますけれども、本当にこれからの先のこの地域と共にある学校づくりには大いに私は本当に期待したいと思っております。

ですので、あとは最後にこれは今までの私の今日の思いです。ですので、最後に教育長の思いをもう一度お聞かせいただいて、私の一般質問を終わります。

- ○議長(星 喜美男君) 齊藤教育長。
- ○教育長(齊藤 明君) まず、コミュニティースクール、学校運営協議会なんですが、どうしても話で出てくるのは子供たちがまず第一ですから、そういうようなお話をさせていただいておりますが、地域と共にある学校、地域にとってもやはりこれはプラスであると思っております。

コミュニティースクールと学校運営協議会の中で話し合われる中で一番多いのは、学校でこういう勉強したいけれども、この御指導をしてくださる方は誰かいませんかねみたいなことが話合いの中で出るんですが、そうしたときに地域の方、委員の方のほうからこの方がいますよとか、御助言をいただきます。やはり地域の中には多くの優れた人材がありますし、地域の教育力というのがあります。ですので、そういった方々が学校に足を運べるチャンスが生まれてくると。その方にとっては、子供たちに教えて笑顔をもらい、勇気をもらい、生きがいとやりがいを感じ、自己有用感を子供だけではなくて地域の方が思っていくと。さらには、地域の中にある公民館もありますが、学校というそのものが地域のよりどころにもなっていく。

そういった何でしょうね、学校運営協議会の決まりがどうだとか規則がどうだというのも大事ですけれども、そういったつながりを子供たちと学校と地域の方々、保護者の方々がより 多くつながる機会になるのではないのかなと。

それもスタートしたらすぐできますとは言いませんし、実際できないので、それが何回か、 1年がたち、2年がたち、3年がたちとなると、先進的に取り組んでいる入谷小学校とか伊 里前小学校のような形でざっくばらんというか、温かい雰囲気の会議になるんだと思います。 私自身の熱い思いというようなお話がありましたが、本当に子供たちを大切にする、子供た ちの成長、未来を担う子供たちを学校のほうで預かっているということについては決して忘 れてはいけないことだと思っております。これから新しい任期がスタートする中で、やはり 大切にしなければならないのは、安心・安全で命を守る学校でなければならないと思ってお ります。ですので、今後も安全な登下校を図っていく、あるいは防災教育、さらには命を守るということで、子供同士の関係をよくして、生徒指導の問題もないような形で進めていきたいと思っております。行きたくなる、魅力ある学校をつくっていくというのも私の使命だと思っていますし、私だけがするわけではないと思っております。

来年度はG7こどもサミットという新しい会議を開いて、学校だけが行きたくなる学校をつくるのではなくて、子供たちがどんな学校を目指しているのかということを小学校、中学校、7つの学校ということで、学校7つ、G7のこどもサミットを開いて、子供たちから子供たち目線で行きたくなる学校をつくっていきたいなと思っております。

そういった形を含め、地域と学校が一体となる教育活動を進めていきたいと。今回は学校教育だけのお話をさせていただきましたが、そういう強い思いを持っております。

○議長(星 喜美男君) 以上で須藤清孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(星 喜美男君) 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。 本日はこれをもって延会といたします。

午後3時13分 延会